

平成30年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成30年6月21日 午前10時00分 開会
午後 4時27分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	飯島要介
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教 育 部 長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中井孝明	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 12番 藤井本 浩 14番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますのでご承知おきください。

なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、大阪北部地震でご逝去されました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。痛ましいことに、プール外壁の倒壊によりまして、通学路において小学生が亡くなりました。葛城市内の小・中学校及びその通学路のブロック塀など危険箇所があるのではないかと、市民から問い合わせがありました。早速杉澤教育長にお伺いすると、各学校で早急に点検して、発見された危険箇所の改善を市長に伝え、市長からはその改善の約束をいただいたとお伺いいたしました。迅速な対応をしていただきまして、まことにありがとうございます。今後とも、安心して暮らせる葛城市にするためにご尽力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

これより、一般質問は一問一答方式によりまして、質問席でさせていただきます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

3つございます。1つ目は、道の駅かつらぎ建設事業不正問題についてでございます。2つ目は、水道事業における県域水道の一体化計画についてでございます。3つ目は、住民サービスを担う市職員の任用にかかわる会計年度任用職員制度についてでございます。

まず、最初に道の駅かつらぎ建設事業における不正問題とその再発防止についてお伺いします。

さきの3月議会の一般質問の中で、私は社会福祉法人柘の郷の建物移転補償にかかわる約3,500万円の支出の根拠とされた代替地の産業廃棄物に関して、本当に土質調査をしたのか疑問があるということ指摘させていただきました。と申しますのは、葛城市が調査したのであれば、その契約書や支払命令書など公文書が残っているはずでありますけれども、情報開示請求によってそれらの文書が見当たらなかったわけでありまして、3月定例議会の私のこ

の指摘に対して、土質調査について調査する旨のご回答をいただきました。そこで、調査の進捗についてお伺いをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。おはようございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

市といたしましては、平成30年4月18日に市長より、道の駅事業における取扱いについてに係る答申後に発生した新たな疑義についてに関する諮問を市政検討委員会に対して行いました。今後、同委員会におきまして、土質調査に関する分析、検証、精査が行われてまいります。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 今、市政検討委員会で調査を進めているということでございます。これについては引き続き、結果について議会で答弁を願いたいと思います。

さて、この4月14日付の読売新聞の朝刊によりますと、土質調査を行った業者が記者の取材に答えて次のように語っております。市の担当者から、金を払えないので架空の調査契約を結んでほしいと言われた、と言っております。つまり、葛城市が代替地の土質調査費用について支出できないので、ほかの地域の土質調査をしたことにして、その費用を捻出したことが当事者の証言で明らかにされております。

そこで、市長にお伺いをいたします。この土質調査にかかわって、架空契約による不当利得の発生が調査で明らかになれば、私はほかの訴えの提起、今なされていますけれども、返金の請求をすべきだと考えますけれども、ご意見を伺わせていただきます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 ただいまの議員のご質問に答えさせていただきます。

この案件につきましては、市政検討委員会に諮問したばかりでございますので、その市政検討委員会の結果をもって判断をしたいと思っております。まだこれから調査でございますので、調査結果がその答申をいただいた後に、その判断をどうするのかということは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ぜひ、市政検討委員会でしっかり検討していただいて、結論を出していただきたいと思えます。

さて、次に、国庫補助金の返還問題についてお伺いをいたします。

同じく、さきの3月議会におきまして、道の駅かつらぎ建設事業にかかわって、新たに問題が出てまいりました。それは道の駅建設事業において、国から受けた国庫補助金のうち、1億6,457万円を返還しなければならなくなったということでもあります。返還に至った詳しい経過と、責任の所在を明確にすることなしに、市民に負担を押しつけることがあってはならないとして、私は国庫補助金返還金を計上したこの補正予算に反対いたしました。その際

にあわせて、行政と議会との関係におきましても、議会で審議可決した事業費予算が事業が完了した後に多額な補助金返還という、財政支出をせざるを得ないそうした事態になるということは、議会の審議を軽視することであり、ひいては市民を欺くことにもなると指摘いたしました。不適切に受け取った国庫補助金を返還したからそれで終わりということにしてはならないと思います。返還に至った経過を明らかにし、責任の所在を確かめ、場合によっては、それら補助金返還で市民が被った損失を責任ある者に賠償させなければならないと考えております。

そこでお伺いいたします。道の駅かつらぎ建設事業は総額幾らでしたでしょうか。また、国庫補助金総額は幾らであったでしょうか。これは昨日ほかの議員からも質問がございましたけれども、この返還金を返すまでの国庫補助金総額をお答え願えたらと思います。よろしくお願いたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の増井でございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

国庫の交付金につきましては、返還前総額で12億8,200万円の交付を受けておりました。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 事業総額については昨日ご答弁いただいておりますので、ただいま国庫補助金交付額12億8,200万円であると。大変な多額な国庫補助金を得ての事業だったということがわかりました。

さて、この国庫補助金のうち、返還額が確定しております国土交通省道路局にかかわる、この6,457万円の返還金に関して今回お伺いいたします。なぜ、この6,457万円、国に返還しなければならなくなったのでしょうか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 補助金の返還理由といたしましては、社会資本整備総合交付金の道路局分の返還でございまして、移転補償に伴う契約につきまして、土地開発公社との契約であったため、補助対象とならないというご指摘を受けたため返還となったところでございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 わかりました。つまり、道路局の関係では、この建物移転補償について契約が土地開発公社であっては交付金を受けることができないということでございます。

ではお伺いしますが、土地開発公社と契約を一旦しても、市が改めて契約をし直したり、あるいはその土地開発公社の土地を買い戻すなどしていたら、この補助金を受けることができたのかどうか、この点についてお伺いいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 公社との契約が当初からされておりますので、途中での変更等は認められないというところであるかと思っております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 一旦結ばれたら途中での変更はできないということでございます。

しかし、このことを当時の関係職員はどのように認識して、このような結果になったかということを確認してまいりたいと思います。

住民監査請求に基づく監査の通知文に、関係職員による説明として次の記載がございます。読み上げます。

当初、柵の郷は移転に協力的でなかったため、交渉は長引くことを予想していたが、交渉継続するうちに好転し契約を交わせる段階となったが、一般会計での予算がなかった。予算の確保ができる平成27年度まで柵の郷に契約を待ってもらおうと、その期間に気持ちが変わる可能性があったため、先に土地開発公社で先行して契約させてもらった。だが、土地開発公社では補償費については国の補助対象にならないことが判明し、補助金をもらうために再度、柵の郷と市で同内容の形式のみの契約をするに至った。

このように当事者は述べたということであります。このほかにも、過去の総務建設常任委員会協議会等の文書の中にも同様の認識がございました。つまり、当初は土地開発公社の契約で補助金があると職員は認識しておったと。ところが、補助金が土地開発公社の契約ではおらないことが判明したと。そこで、一度土地開発公社と契約を結んでいるけれども、同じ内容で二重契約になるけれど、葛城市が形式的に契約したことにすれば受け取ることができるという認識して葛城市と契約をしたということなんだと思います。しかし、その認識が先ほどの都市整備部長からの回答があったように、その認識は誤りであるということであったわけでございます。

さて、この国庫補助金の返還をめぐる問題につきましては、会計検査院がそのホームページで毎年、全国の国庫補助金返還事例を報告しております。そこで、今回参考になる事例として、お隣の大和高田市で起きた国庫返還金の発生についての報告書について紹介したいと思います。

大和高田市が街路事業の一環として道路を拡幅するため、土地開発公社に事業用地に關係して受け取った国庫補助金において、約500万円余り過大に交付されたとしてその返還を命令されております。この過ちについて会計検査院はこのように評価しているんです。このような事態が生じていたのは、同市において通達の理解が十分でなかったことなどによると認められる。つまり、補助金交付事業についての正確な認識が不足していたために、国庫返還金を返還することになったんですよという指摘をしているわけであります。つまり、葛城市の国庫補助金返還と同じことが、お隣の大和高田市でも起きたということなんであります。ところが、これはもう新聞報道でもなされましたのでご存じの方も多と思いますけれども、さきの大和高田市の3月定例議会で、こうした過失をおかした市長、副市長に対して、市財政に与えた500万円余りの国庫返還金による損失を補てんするため、その給料を11カ月減額するという条例修正案を可決して、市長、副市長に過失責任をとらせているわけであります。

そこで、市長にお伺いいたします。柵の郷の物件移転補償にかかわって国庫返還金が発生

したことについて、どのような見解をお持ちでしょうか。大和高田市のように市財政に損害を与え、そうした過失責任を山下前市長、生野前副市長にとってもらうことを求めるべきではないかと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

その当時の葛城市行政の不適切な事務処理等があったということは、事実でございます。そのことに関しましては、まずおわびを申し上げたいと思っております。議員のご指摘の過失責任というところでございますが、これはちょっと、専門家のご意見を頂戴して判断をさせていただきたいなと思っております。現時点でどうだということはお答えはすぐにはできませんので、まずその精査をさせていただいた後に、どうするのかという判断を下したいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 確かに、専門家の判断が必要だろうと思っております。しかし、今、世の中は民間企業におきましても、仕事上の過失については多額な賠償責任を負うという事例はたくさんあります。これがもう社会の常識になっております。公務におきましても、仕事上の過失であったとしても、それについての責任が問われるというのは当然であります。ましてや、この補助金事業については、通達も出てさまざまな不適切な事例は毎年会計検査院でも報告されておるわけですから、慎重にやらなければいけない事業であったと思っております。この点については、ぜひ今後ともそのあり方について検討していただきたいと思っております。

次に、再発防止についてお伺いいたします。

道の駅建設事業において、数多くの不適切な事務処理、結んだ契約の不履行や架空契約、さらには公文書の虚偽記載などが行われました。そこで、お伺いいたします。再発防止策としてどのような取り組みが進んでおりますでしょうか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、市長を筆頭といたしまして、管理職による日々のマネジメントを通じまして、適切な事務処理、契約、公文書作成が行われるように努めているところでございます。その上でのまず再発防止策でございますが、昨日梨本議員の一般質問でも答弁させていただいた部分もでございますが、今年度の全体研修におきまして、コンプライアンス研修を行う予定でございます。これによって、本市において違法、不適切な事務処理が二度と起こらないように図ってまいりたいと考えております。

次に、内部統制の観点でございますが、こちら総務省におきまして、地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書というものがございまして、こちらによりまして、内部統制とは事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、コントロールすることを意味すると触れられてございます。今申し上げた内部統制、こちら要素分解いたしますと、1つ目としてはリスクを評価する仕組み。2つ目としましてはコントロールする仕組みに分けられると考えられます。

まず、リスクを評価する仕組みでございますが、このリスクというものは、虚偽公文書作成といった非常に重大なものから、決裁文書での意思決定をするために必要な書類群の添付漏れ、あるいは誤字・脱字に至るまで、非常に幅広いリスクがございます。先ほどの総務省報告書によりますと、地方公共団体において、不適正な事務処理リスクが拡大する理由といたしまして、3つ挙げられてございます。1つ目としては多様なニーズへの対応、2つ目としては広範な事務の処理、3つ目としては職員1人当たりの業務負担の増加というものが言及されてございます。したがって、不適正な事務処理リスクの把握のためには今申し上げた3点がどのような業務において顕在化しているのか、これを把握することが重要であると考えてございます。本市といたしましては、この3点の精緻な実態把握を行うべく、事務分掌単位の業務時間について把握する業務日報システムを導入いたしまして、事務処理リスクが高い事務分掌の把握を行っていきたいと考えております。

一方、2つ目のコントロールする仕組みでございますが、先ほど例に触れました虚偽公文書作成、決裁文書での書類群の添付漏れ、あるいは誤字・脱字などが起こらないための仕組みということで位置づけられると思われませんが、これに対して本市といたしましては、業務量の大きな業務に対して業務フローの作成、定型業務のマニュアル化を行うとともに、これらの業務フローやマニュアルを取り扱う関係職員への研修を行うことで、事務処理の適正さを確保していきたいと考えております。あわせて、電子決裁システムの導入でありますとか、文書管理システムの導入など、ICTを活用することによりまして、そもそも不適正な事務処理が行えないような仕組みづくりの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 私は、2回ほどこの道の駅の再発防止で一般質問させていただきました。その際、毎回出したのが平成32年度改正自治法に向かって、地方自治体における不正を防ぐための内部統制政策及び外部監査制度の導入ということが、法律で政令都市は義務づけられてるけれども、葛城市のような一般都市は義務づけられていないと。でも、お金がかからない範囲で内部統制を強化することはできますから、お願いしたいということを繰り返し述べてきましたけれども、そういう問題意識を持って取り組んでおられることを、ぜひこれを定着させていただきたいとお願い申し上げます。

さて、私自身が大きいことだなと思ったのは、2階に今管財課という新しい課が建設課の向かいにできまして、そこを見ますと契約・入札というふうなことが書いてあって、新しい課ができたんだなというふうに拝見いたしました。私は、この道の駅建設事業におきまして契約概念というのが一体どうなってるのかという、本当に驚いたんです。例えば、土地開発公社と柘の郷が結んだ契約書の中には、土地に瑕疵がある場合は、それをきれいにして引き渡すという契約条項になってるわけです。産業廃棄物が出たら、土地開発公社が産業廃棄物を撤去して引き渡すという契約になっとるわけです。その契約どおり仕事をすれば、不正なんか起きなかったわけです。当たり前ですよ、そう契約に書いてあるんだから。ところがそういう契約を守らないで、なぜか2,500万円の新たな変更契約を追加の移転補償の契約を

結んで、さらには架空工事の架空契約まで結んで、費用を捻出すると。数多くの不正がそこで行われたわけですよ。私、これ大変驚いたんです、調査始めて、一体どうなってるのかと。こういう契約のあり方について私は、担当課と業者、これが何か好き勝手にやっているようなイメージが私にはございました。そこで、業者と職員の癒着、なれ合いを断つためには、この契約についてしっかりとしたコントロールが要るんじゃないかなと思いました。そこで、この管財課というのはなぜつくられたのか、そのあたりのいきさつについてお伺いいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 管財課の機能でございますが、昨年度までは総務財政課にございました。昨年度まででございますが、総務財政課の事務所掌は、財政、法令執務、選挙、管財、契約と非常に広範でございました。そのため課長1人でこれらの事務分掌全てを管理していくことには、負担が課題になるおそれがございました。そのため財政、法令執務、選挙関連の業務を総務財政課の事務分掌に残し、残る管財、契約関連の業務を新たに設置した管財課の事務所掌にすることで、それぞれの所掌について課長が職員に対する管理を強化いたしまして、その機能を十分に果たせるようにし、ひいては、適切な行政運営の実現を意図したものでございました。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 財政とか法令関係も含んで契約も含んで、しっかり一元的に管理されるということでありますから、大きな改革であったなと私自身は評価しております。

さて、こうした再発防止において大事なものは、やっぱりトップの姿勢にあると思います。私もいろいろ長年社会経験を積んできまして聞きました言葉は、組織の空気はトップがつくると、トップがしっかりすればその組織はしっかりしていくと、これは内部統制の本の中にも最初に書いてあることであります。そこで最後に、不正の再発防止、あるいは今後の市政改革におきまして市長のお考えをお伺いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回起こった事象をいろいろと検証しております。その中で、本来公務員としてあるべき姿ではない部分が見えてまいりました。ただ、全体の行政の事務量といたしましては、契約事務だけではございませんで、全ての行政サービスと行政事務処理の中でいえば、ほんのわずかな部分で異常なことが起こったという判断をしております。ただ、それがどのような過程で起こったのかということは、今、ある種その権限を持った捜査機関にお任せしているところではございますが、まず、公務員としての規範につきましては、副市長ともども決裁時点でその部分のチェックは、最大限時間をかけて聞き取りながら判断を示しているところでございます。まず、その作業を細かく積み重ねることによって葛城市行政の、今おっしゃっていただいたトップとしての規範を、まず職員の皆さんに示すことができるのであろうという思いでございます。それとあと、時間的な問題ですとか、権限をどのような形で有す

ることが必要なのか、まさに、議員がおっしゃいました管財課の分離はそこにございます。当然ながら事務量が多いという中で、これは課という1つのある種強化した組織をつくらないといけないという判断、それと過去の事象に対しまして、こういうことが起こらないためにどうすればいいのかという1つの結論に立った組織変更でございます。

確かにいろんな法律上ですとか、してはいけないことというのは明らかなんですけども、これが例えば制度があるから、法律があるから、じゃあそれが100%守れるのかどうかということは、また別の問題でございまして、いかにその制度のとおり、その権限のとおり、公平に規範といいますか、規律に基づいて処理できるのかというのは、やはり根気強く伝えていかないといけない部分であると思います。こういう過去の事象を検証しながら、問題事象がまた新たに見えてくれば、それに付随する部分で強化をしてまいりたいと思います。1年半観察させていただいた中での、今現在の改善、対応ができる部分については、かなりの部分をさせていただいたとは思っておりますが、今後ともその作業は根気強く続けてまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 私も、公共事業を推進するというのはなかなか困難な仕事で大変な事業だろうと思います。例えば、土地の取得、移転の補償、直接住民の方と折衝するという仕事があります。その際に、言えば利害関係者や業者と癒着をして、そして違法なお金が自由に財政から出せるとなると、面倒な仕事を職員はお金で解決し、利害関係者は法外な利得を得、業者は仕事もらえる。3者丸くおさまるという構図になるわけでありまして。これが、いわゆる公共事業による行政と業者の癒着ということになるわけでありまして。職員は仕事しやすいですよ、そういうことがやれたらね。面倒くさい仕事を金で解決できるんだから、業者も喜ぶし、お金をもらった利害関係者も喜ぶわけですから。しかし、そのお金は誰のお金かということです。だから、市民は怒ってるわけです。だから今回は、典型的な公共事業における業者と職員の癒着があったと私は認識しております。これをぜひ、しっかりと捜査当局のメスも入ることでもありますから、大きなうみであろうと思いますので、しっかり出していただいて、葛城市をよりよい行政ができるそうした体制にさせていただきたいと思います。

さて、以上でこの件について終わらせていただきます。

続いて、葛城市の水道事業と県域水道一体化についてお伺いいたします。水道事業は市町村の独立採算制による事業となっております。葛城市は大変恵まれた環境と先人の努力によりまして、安定的なそして安い水道料金を市民に提供し、その経営も大変安定しております。

そこでお伺いいたします。近隣の都市と比べまして、葛城市の水道料金はどのようになっていますでしょうか。

吉村議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの質問でございまして、近隣の市町村として、大和高田市、御所市の水道料金についてご報告させていただきます。平成29年5月に調査したものがございまして、調査の条件は家庭用の水道1カ月当たり20トンを使用した場合の料金として、葛城市が

2,260円、大和高田市が4,471円、御所市が4,536円となっております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 葛城市が大変、大和高田市とあるいは御所市と比べて安い、半額以下ということでありましてけれども、葛城市に引っ越しされる方が、多くこの近隣の都市から出てくるのは、こうした水道料金が安いとかごみの無料化など、葛城市が高い住民サービスを提供してきたことに理由があると思っております。

そこで質問いたします。このように葛城市の水道料金が他市と比べて安い理由は何でしょうか。

吉村議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 葛城市が近隣2市に比べて水道料金がかなり安くなっておる理由でございますが、県営水道の受水量を抑えて、自己水をできるだけ活用させていただいているということでございます。また、内部留保資金があるため、ある程度の収支の不均衡は埋めることができます。ちなみに、平成28年度実績で大和高田市は県水受水率100%、御所市は68.7%、葛城市は17.5%となっております。

以上です。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 今おっしゃられましたように、自己水の割合が葛城市は高いと。葛城山の山麓にあるわけですから、さらには、地域の方々と水源管理をされている方、農業者の方とも良好な関係を持って今日まで安定した水道供給がなされてきたことだと思います。また、職員の方の経営努力もあって、大変な内部留保を持って水道料金を抑えてきたということがあります。ところが、現在奈良県は、奈良県全体の水道事業の経営統合に向かって、県域水道一体化推進計画を打ち出しております。これは奈良新聞でも全面的な企画広告だと思いますけれども出ましたので、ご存じの方もだんだんふえておると思うんですけども、奈良県は、各市町村が利用していた自己水の利用をやめて100%県水を購入することをこの水道一体化計画、県域水道一体計画の中で述べております。

そこで伺います。県域水道が一体化されますと水道料金はどのようになることが予想されますでしょうか。

吉村議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 県域水道が一体化された場合の葛城市の水道料金についてということでございますが、メリットデメリットからその水道料金のことについて説明させていただきます。

奈良県は平成38年度に垂直統合を行い、その後10年以内に一事業体で一上水道事業を経営するという事業統合という形に持っていくスケジュールを描いております。その最終段階でのメリットから申し上げますと、まず経営母体が大きくなりますので経営が安定することが考えられます。浄水場の統廃合、管路の共同管理、水質管理の統合、各種システムの統一化、窓口業務の統一等で職員の削減が図れます。工事発注、業務委託、資材備品購入等もスケールメリットが生かせ、漏水等の緊急事態発生時にも対応がスムーズになると考えられます。

また、葛城市は自己水比率が高く、夏場の渇水に対して脆弱で、旧町時代には給水制限一歩手前まで差し迫ったこともあったようでございます。しかしながら、県の大滝ダムが完成以降、県水道局としては夏場でも渇水になるようなこともなく現在に至っており、一体化となればそのメリットを享受することができます。

デメリットを申し上げますと、葛城市は水道料金が県内で一番安く、一番高い市町村の半分以下という状況の中、水道料金の値上げは避けられないと考えております。これが市民の皆様にとって一番大きな問題だと認識しております。また、この広域化に参加せず葛城市単独で事業を継続していくとなれば、今ある浄水場、配水池は維持していく必要があり、この維持補修費あるいは更新費用が必要となってきます。当然、当分の間は現状で推移することができますが、いずれ経営が苦しくなる時期が来ると考えられます。

以上です。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 丁寧なご説明ありがとうございました。メリット、デメリット、それをはかりながら検討していくということだろうと思います。私は、しかしながらまだ決まっているわけではないわけですね。このスケジュールはどういうスケジュールになるのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

吉村議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 今後のスケジュールでございますが、今年度、県域水道一体化の検討会が設置されまして、既に会合が始まっております。検討会は、施設管理部会と総務財政部会に分かれまして、細部についても検討される予定でございます。その後、平成31年度に市町村長レベルの一体化に係る協議会が設置されまして、ここでの協議後に、平成32年度に一体化に係る覚書を締結することになっております。そして、平成33年度には一体化の事業に着手し、平成38年度に水道事業の経営統合、これは垂直統合でございますが、料金、資産の部分については据え置きのままという形になります。それを行い、その後10年以内に水道料金の統一を含む一事業体で一水道事業を運営する事業統合を目指すということになっております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。平成32年に覚書を交わすということになりますから、そこまで協議会でいろいろと協議されるということだと思います。私は、さきの3月定例会で国民健康保険事業の県単位化の問題について一般質問させていただきました。この国民健康保険につきましても保険税につきましても、県下12市の中で葛城市が最も低い保険税でございました。ところが、県全体の保険事業、これを維持するという名目で県で保険税を統一すると、医療の水準、あるいは給付水準その他、地域の実情関係なく、料金を統一するということが、葛城市の国民健康保険税はこれから7年間大きく引き上げられるということになってまいります。今度は水道料金ということでもあります。県下で最も安い水道料金が、県域水道一体化によって市民負担がふえるということが予想されます。まだこれから協議を重ねるということでもありますので、私としては、葛城市の水道事業が築いてきた高い市民サービスを低下させ

ることがないように、県に対しては主張すべきところをしっかりと主張してやっていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、この県域水道一体化計画に対して、葛城市はどのような方針を持って臨まれるのかお伺いしたいと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 部長の答弁と重なるところがございます。まず、この奈良県の県域水道の一体化のテーブルにといいますか協議会の席に着かないと、いろんな情報が入ってこないということでございますので、まずそのテーブルに着くようにという指示をいたしました。その中で、さまざまな情報が入ってきましたら、それを行政内部で精査するという作業に入ります。当然のことながら議員皆様方、議会に対しましてもその情報は提供させていただきまして、ご議論に加わっていただきたいという思いでございます。議員がご説明になりました、国民健康保険の県単一化の問題とは若干違いますが、選択をする余地が葛城市自身に基礎自治体自身にあるということでございます。国保の方は逆に言えば、そこに加わらないという選択肢がなかったんですけれども、今回の水道事業につきましては、その選択肢があるという具合に認識しておりますので、その条件を見ながら葛城市にとって、葛城市市民にとってどういう形態が有利なのかということを経最大の判断基準にしたいなと思っております。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 議会でも今後議論を深めて、将来にわたってどういう方向が葛城市民にとっていいのかということを経議論を深めてまいりたいと思っております。今回、まず問題提起ということで、県域水道一体化問題について取り上げさせていただきました。

さて最後になりますけれども、続きまして会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。大変これも目新しい言葉になっております。少し説明させていただきます。

地方行政の重要な担い手となっております非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法及び地方自治法が一部改正されて、これも平成32年度からとなりますけれども、会計年度任用職員制度が導入されることとなっております。この法律は地方公共団体におきまして、非常勤職という不安定な身分で待遇も低い、そういう中で働く方が増加しており、その待遇の改善が1つの要因となっております。8時間働けばまともに生活ができて、将来の生活設計が立つ社会にしなければ、日本社会の持続的な発展は望めません。この法改正に伴い、葛城市の非常勤職員、臨時職員の任用がどうなるのか、葛城市の住民サービス向上のためにどう今回の法改正を生かすのかという観点で、非常勤職員や嘱託員の問題について質問したいと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、常勤職員と非常勤職員の数、この5年間葛城市では市役所ではどのように推移しているかお伺いいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 過去5年間ということでございますので、各年度決算時点の数字の推移として申し上げます。まず、平成25年度でございますが常勤職員が349名、非常勤職員が267名

でございます。平成26年度におきましては常勤職員が305名、非常勤職員が308名でございます。平成27年度でございますが常勤職員が305名、非常勤職員が298名でございます。平成28年度でございますが常勤職員が310名、非常勤職員が323名でございます。最後、平成29年度でございますが常勤職員が317名、非常勤職員が319名でございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 葛城市の職員の半数が非常勤職員によって担われております。この数値を皆さんはどう判断されますでしょうか。これは全国平均と比べてもかなり非常勤職員の割合は高いと思います。私は質の高い安定的な住民サービスが難しくなっているのではないかと感じております。先ほど市長のご答弁にもありましたように、不正とか、あるいは不適切な事務処理が発生すると、今業務量が大変ふえている中で、非常に困難な状態が生じているのではないかと感じております。地方公共団体における公務の運営におきましては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員を中心とするという原則があるわけでありまして、私は質の高い安定的な住民サービスを提供するために、正職員の比率を高めるべきだと考えております。

そこでお伺いいたします。3年の任期が来たために、雇いどめとなったフルタイムの臨時職員は市全体で昨年度何人いらっしゃいましたでしょうか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの谷原議員のご質問でございますが、3年の任期が来たため雇いどめとなったフルタイムの臨時職員でございますが、昨年度は21人おりました。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 私も人事課で過去お尋ねしたときに、葛城市では非常勤職員の勤務について一元的に管理はしてなかったということで、今回のこの数字も労力をかけて拾っていただいたのではないかと思います。どうもありがとうございます。私は、フルタイムで3年間も続けて働くような非常勤職員がいるということ自体が、これは問題だと思います。3年で切っているのは恒常的な仕事ではないという非常勤職を残すために3年で無理から切るわけでありまして、恒常的な業務であることは明らかであります。加えてその職が本格的な業務であるならば、任期の定めのない常勤職員を充てるべきではないでしょうか。会計年度任用職員制度導入のため、職の実態を把握し、葛城市行政全体の職のあり方や、人員配置について見直し作業を行っていると聞いております。その中で常勤職員が行うべき業務に従事する職の存在が明らかになれば、常勤職員の任用をぜひふやしていただきたいと思います。

さて、多くの非常勤職員の方が葛城市の住民サービスの担い手として働いていらっしゃいます。しかし、その非常勤職員の確保について大変困難な状況が生まれていることをさきの3月定例議会の審議において知りました。とりわけ保育士とか学童保育指導員とか、あるいは社会福祉関係の職員、直接子どもさんやお母さん、あるいは高齢者の方にサービスを提供する職において、なかなか非常勤職員が確保できないということで、原課は大変苦勞されておられます。保育士が確保できなければ予算があっても待機児童が生まれるということにな

ってしまうわけでありまして。実際に今、日本全国でそういう事態が起こってきております。これが今、国の方で保育料の無償化ということをして政府は進めようとしておりますけれども、多くの自治体で心配しているのは、保育需要がふえて、保育士が足りずに、予算はあっても待機児童が出るのではないかとということが心配されているという状態でありまして。

そこでお伺いします。この補正予算の審議の中で、社会福祉関係の専門職非常勤職員を嘱託員として任用したために予算を補正したということが報告されておりましたけれども、どのような理由で非常勤職員を嘱託員とされたのでしょうか。お伺いいたします。

吉村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

ただいまの谷原議員からご質問いただきました。昨今、おっしゃりますように保育所等への入所希望者がふえている中、葛城市を初め他の自治体でも、保育士また学童保育指導員等またその他の専門職という確保につきましては非常に苦労しているところでございます。そのような中、非常勤職員につきましては、通常3年間で雇用どめという形になります。そこで職員を確保するということから、勤務状況が良好な方、この方につきましては、安定した身分で働き続けていただけるよう、嘱託職員として引き続き任用しておると、こういうような状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 今、回答がありましたように、非常勤職員は3年で雇いどめになると、職場環境に慣れて一人一人の子どもや高齢者の実情を把握してこそ、いい保育や福祉のサービスが提供できますけれども、その経験のある方が結局3年で同一の職場から働くことができなくて去ることになると。そこで、雇いどめのない嘱託員として任用することで何とか経験のある職員を確保したということであろうかと思えます。

そこでお伺いいたします。この嘱託員制度、これが現在の導入されようとしてございます会計年度任用職員制度ではどのような位置づけになるのでしょうか。お願いします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、嘱託員でございますが、こちら地方公務員法上、特別職非常勤職員に位置づけられるものでございます。平成29年5月公布の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、特別職非常勤職員の任用の適正確保の観点から、地方公務員法第3条第3項が改正されまして、専門的な知識、経験または識見を有するものがつく職であって、当該知識、経験または識見に基づき助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るというように厳格化されてまいります。これによりまして、平成32年度以降でございますが例えば事務補助職員、学校の講師、保育士、給食調理員、図書館司書、消費生活相談員などがこの考え方を踏まえまして、特別職非常勤職員である嘱託員から別の職への移行が必要となってまいります。

一方、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員、公平委員など、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する法令または条例、地方公共団体の

規則もしくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会、こちらは審議会その他これに準ずるものを含むとされておりますが、これらの構成員の職で臨時または非常勤のものにつきましては、従前どおり嘱託員のままとなります。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 なかなか難しいご回答でしたけれども、言ってみれば今の嘱託員制度は特別職非常勤職員の扱いになってると、その中で学識経験があったり専門的な知識でもって相手に助言したりする、そういう方は引き続き特別職非常勤職員になるけれども、いわゆる保育士とかそういう方々、葛城市で嘱託員規定で位置づけられてる方の多くは会計年度任用職員になっていくということだろうと思います。この会計年度任用職員は、再度の雇用が可能ですから3年という期限はなくなります。ですから、全ての非常勤職員については雇いどめということがなくなるということになっております。私は直接社会福祉関係の職員さんとお話したときに、この会計年度任用職員制度が始まったら、少し楽になるかなと思ってるんです、期待してるんですという言葉は聞きました。しかし、これはプラスの面でありますけれども、反対に非常勤職員をフルタイムの会計年度任用職員に置きかえていくことではあってはならないと思うんです。さらには、会計年度任用職員制度の制度設計に当たりましては、制度の趣旨に従って、現在おられる非常勤職員の待遇の改善、ぜひ結びつけていただきたいと思っております。

そこで最後に、これは市長にご意見を賜りたいと思うんですけれども、一言で言うと優秀な人材、経験豊かな人材を確保するために、職員の待遇改善についてご意見を伺いたいと思っております。

私は、公務員に対する非常に世間の厳しい目の中で、公務員の待遇について高いということで大変批判が長年続いてきましたけれども、東日本大震災以降災害が続くにしたがって、さきの熊本地震でもそうでしたけれども、公務労働のあり方が世間の中で見直しされつつあると私は感じております。そして、今少子高齢化の中で、人材不足ということがいろんなところで言われ始めた。私は、先日の奈良新聞に県下市町村のラスパイレス指数が発表されて、葛城市が大変低かった。これは、学生などはこういう数字に敏感でして、葛城市ラスパイレス指数低いなど、こういうことすぐ話題になります。そうすると、本当に優秀な人材が集まらなくなるのではないかと心配しております。こういう職員の待遇については、将来の市政にかかわることですので、ご意見をお伺いしたいと思うんですが、今回は非常勤、嘱託員について少しご意見をお伺いしたいと思います。

非常勤、嘱託員について会計年度任用職員制度になれば待遇をぜひ改善していただきたいということが1つと、それから、できるだけやはり常勤職員をふやさないと、本当に業務量がふえてる中でミスも起きてくるんじゃないか。さらには、会計年度任用職員制度においては、定年制というのがありません。だから、65歳超えて働くことができると。これも総務省は雇用対策法の趣旨から、定年制を設けずに高齢者でもというふうにおっしゃっています。経験のある有能な人材を確保するために制度導入まで、今の嘱託員の方でも葛城市は65歳定

年制が設けられているようではすけれども、やはり高齢者が長く働ける、経験のある方は働いていただくという点でも会計年度任用職員制度導入までも、弾力的に運用していただけないかなど。意欲のある高齢者の雇用に道をあけていくということも大事であろうかと思えます。一般的な見解で結構でございますので、住民サービスを担う人材確保の観点から、この非常勤職員、嘱託職員、常勤職員でも結構でございます、優秀な人材を確保する、経験のある人材を確保するという観点からご意見をお伺いしたいと思えます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用制につきましては、あとしばらく研究する必要があるのかなという思いでございます。方向的には必ずそうなりますので、ただその中で、どういう運用ができるのかなということは考えていきたいなと思えます。議員のご質問にありました、保育所等の保育士さんの話ですとか、当然のことながらアルバイトではなく嘱託に上げたというのはまさに議員の趣旨に沿った意見と同じ考え方に立った判断の仕方で行っていました。ただ、公務員の人件費といいますのは、当然のことながら税金でございますので、財政の市の規模によりまして、どの程度の割合で人件費を計上できるのかというのは、非常にこれから判断を要するところやと感じております。その中で大切なのは、まず短期的なものと長期的なもの、要は社会状況の変化によるものの区切りをどの程度していく必要があるのかということになると思えます。市民皆さん方の公務員に対する目というのは非常に厳しゅうございます。まず、それを改革していく必要があるというのが私の考え方でございます。葛城市の市の職員はみんなよく頑張ってるよなところおっしゃっていただける、まずその姿にすることが必要であると感じております。

それともう一つ、人員の数につきましては社会状況の変化といいますのは、正直なことを申しますと、AIの人工知能の導入を私は行政内部に入れていく必要があるであろうと感じております。ある種、今現在しております行政サービスの中でどの割合までそれにシフトしていけるのか、これは時代の経過とともに非常にウエートは高くなっていくと思えますけれども、それを考えますと、例えばAIに任す割合がどの程度の図でいくというある程度のシミュレートをつくった中で、やはり人員の数というものを調整していく必要があるであろうという思いでございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 きょうはまだ制度改正になってない前の問題提起ということで、ぜひ議論を深めていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

吉村議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

次に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。

ここ最近、この1カ月非常にいたたまれないニュースがありました。その中でも私非常に

気になったのが、東京で起こった5歳の女の子が虐待を受けて、冬の寒いときに暖房も電気もない部屋で朝4時に自分で起きて平仮名の練習をさせられてた。ついこの間は大阪で地震がおきまして、通学路でここ歩いたらいいよという緑の舗装をしているグリーンベルトの上を歩いて、プールの塀が倒れてきて亡くなったと。非常にやるせない思いが続きましたので非常に悶々としております。子どもたちを守るといのは我々大人が考えていかないといけないので、これを教訓に我々も知恵を出していこうと、そう思った次第でございます。

本日は、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。私からの質問は3点でございます。本市のICT教育の進め方について。2つ目、緊急時の防災行政無線の活用について。3番、しあわせの森の植樹事業について、以上3点となります。

なお、これよりの質問は質問席の方でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 では、よろしくお願いいたします。

まず質問の1番目、本市のICT教育の進め方につきましてです。ちょっとこれからの内容は非常に横文字、片仮名が多くて難しくなるので、できるだけわかりやすく努めるつもりでございますけども、その辺まずご承知おきください。

まず、昨年12月の一般質問で私質問させていただきました、プログラミング教育についてという内容でございました。今回はそれを更に掘り下げた質問となっております。まず、質問に入る前にいま一度ICT教育とは何かということから、おさらいと現状を説明させていただきます。ICTというのは、難しい言葉ですけど、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本語では情報通信技術と訳されております。この関連する言葉にITというのがございます。ITというのはインフォメーション・テクノロジーといいまして、情報技術と訳されているわけで、実は意味的にはほぼ同じ言葉なんです。従来ITと呼んでいたことを最近ICTと呼びかえているにすぎません。何でこんな2つの言い回しがあるのかと申しますと、実は所轄官庁の違いで表記が違うというだけなんです。経済産業省がIT、総務省がICTと呼んでいたことに由来するんです。ただ今後は、世界標準ではICTと呼ばれているので、そのICTという呼称が主流になっていくとされております。きょうの質問もICTという言葉に置きかえて進めてまいります。

このICTなんですけども、コンピューターの進歩を背景にして我々の日常生活や仕事に非常に浸透してきて、内容を劇的に変えてきておりました。教育の現場も例外ではなくて、これからの時代はICTの知識なしでは生きていけないとも言われております。日本では携帯電話やスマートフォンが今十分に行き渡っておりまして、高機能な家電製品、自動車を開発する産業界の力もあって、世界的に見てもICTの先進国だろうと考えている方がほとんどだと思います。産業界が世界の最先端を走っているのであれば、教育のICT分野においても、相当高レベルの教育がなされているだろうと、ほとんどの方がお考えだと思います。しかし、実は全然違います。実態は驚くべきことになっております。まず世界の状況からひも解いていきます。OECD、経済協力開発機構という国際機関があるんですけども、そこが各種統計調査を行っております。その中でPISA、プログラム・フォー・インターナシ

ョナル・スチューデント・アセスメントという、ピサという国際的な学習到達度に関する調査がございます。これは世界72カ国の15歳を対象に、数年に一度行われている大規模な調査で、直近では2015年平成27年に行われました。そのPISA2015という報告状況の中で、ICT機器の教育現場における整備状況の調査結果というのが出てまいりました。それを幾つかひもといってみます。

まず、自分専用のパソコンを持っていますかという問いに対しまして、日本、72カ国中53位です。家に1台もパソコンがない家庭の割合では72カ国中24位。これは上位3分の1圏内につけているんですが、実はその下位に位置する国々というのは東南アジアや南米といった一般に低所得とされる国々で、先進国中では実は最下位グループに含まれております。続いて、家でパソコンが使える状況ですかという問いにおいては、47カ国の集計になるんですけども、47カ国中46位、下から2番目。学校でパソコンが使える状況ですか、そういう問いに対しては47カ国中39位。同じく学校のパソコンはインターネットにつながっていますかという問いに対しては、同じく47カ国中39位。非常に世界平均から見ると到底ICT先進国とは言い難い現実が浮かび上がってまいります。そして、なぜこういう理由になっているのか調べまして、大きく2つ考えられます。1つは、日本では従来子どもの発達段階に応じて小学校3年生までパソコンを使わせるべきではないという考え方が一部にございました。ちなみに諸外国では、6歳以下であっても積極的にパソコンに触れさせようという考え方が一般的なんです。2つ目としまして、文部科学省が平成21年に示した通達がございます。その中で、学業に関係のない携帯電話やスマートフォンを学校に持ち込まないようにと禁止した、そういうことがあるんです。それがもとになりまして、子どもからICT機器を遠ざけるという風潮ができております。ちなみにこれについても、世界ではどういう現状かということ、今現状、ICT機器の先ほどの整備率トップというのは実は北欧諸国なんです。その北欧諸国の国策としてどういうことをとっているかということ、タブレットやスマートフォンのICT機器はこれは学校で使う文房具と一緒に。消しゴム、鉛筆、筆箱、ノートと全く同じ。ですから、自分のものは自分で用意してそれを授業に使いなさいと、そういう政策をとっていることもありまして、これは専門的にはBYO、ブリング・ユア・OWN・デバイスというんですけども、自分の所有機器を学校に持ち込んでそれで授業を受けましょうということ徹底していますから、非常に高い普及率になっているわけです。以上が世界から見た今現状の日本のICTの機器普及率、教育現場のICT普及率の現状です。

続きまして、日本国内ではどうか。日本国内における学校ICT機器の整備状況を見てみます。これは平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画というのがございまして、そこで導入目標が初めて決められました。その目標値というのが、学校において教育用パソコンを児童・生徒3.6人に1台用意してください。それはあくまでも固定式のデスクトップと言われているパソコンです。それとは別に設置場所を限定しない可動式パソコン、ノートパソコンとかタブレットと称するものですけども、これを1校につき40台、さらに、各教室においては電子黒板と言われるパソコンと連動して表示する黒板のことです、それと従来学校にはOHPといって手元を拡大してスクリーンに映し出すものがあったんですけども、

その代用である書画カメラという機械を全ての教室に設置しなさい、なおかつインターネットの環境としては高速インターネットと無線LANを100%整備しなさい、という指針が平成25年の6月に出されてるわけです。

そしてその後、その状況がどうなってるか、実は、平成29年3月に文部科学省の生涯学習政策局がデータをまとめました。学校におけるICT環境機器の整備状況についてという調査です。これによりますと、全国平均のデータが出ております。まず教育用パソコン、平成25年度では3.6人に1台目標値だったのが、昨年度3月では6.2人に1台、電子黒板と書画カメラの整備率、これが100%という目標値に対して21.9%、無線LAN、これも100%に対して整備率26.1%。目標値にははるかに及ばない状況がまだ続いております。さらに、このデータの中でICT教育を進める上で一番重要となる教育用パソコンの整備率を都道府県別で見たデータというのがございます。一番気になるところです。それによりますと、実は、全国の都道府県の中でこのICT機器の教育分野で整備が進んでいる県、全国1位佐賀県です。佐賀県は2.2人に1台。非常に国の指針以上に進んでいるわけです。それに対して、この関西圏はどうかといいますと、実は滋賀県が関西圏ではトップで、その滋賀県でさえ実は5.6人に1台、まだ国の指針には、基準には届いておりません。滋賀県が5.6人に1台これが最高です。そしたら、我が奈良県はどういう状況か。これが実は奈良県は、関西では最低の整備率、6.7人に1台となっております。6.7人に1台というのはどういうことかということ、全国的な順位で見ると47都道府県中実は41位、非常に下の方に位置していると。先ほど申しましたように、世界から日本に、都道府県別というふうに見てまいりましたが、やはり大きく見て世界の学校ICTの整備でも、もはや底辺国と言われているのが日本の現状で、その中でも下から数える方が早いところにあるのが、奈良県の教育現場におけるICT機器の整備状況なんですね。

この文部科学省が昨年度3月に出したデータ以降、実は全国で自治体においてICT機器の整備が非常に進んでおります。これは平成32年度に導入されるプログラミング教育が必須となることにも絡んでおりますが、そのあたりの整備が急速に進んでおります。奈良県の整備状況は、私調べる限り依然低水準のままなんですけども、このままでは次回の調査で、本当に全国最低となってICT教育の水準でほかの都道府県に大差をつけられるのではないかと危ぶむ声も、民間の教育指導者から出始めました。そしたら、葛城市の整備状況なんですけれども、これまで葛城市においてのICT機器の整備状況は、実は県内でも上位の部類だと言われておりました。事実、他市町村から転勤してこられる先生方と話をすると、そのことを非常に感激されてる方が多いです。ただ、先ほどのデータにもありましたように、これは世界全体、日本全体から見ても井の中のカワズのことであって、下を見て安心している状況ではなく上を見て危機感を持たなければならない状況にあるということを踏まえないといけないということがまず基本にあります。

以上を踏まえまして、前置き長くなりましたが、質問に入ります。まず質問の1番です。平成21年、葛城市におきまして、国庫補助事業で旧當麻町地区の小・中学校3校に、平成22年には単独事業として、旧新庄町校区の小・中学校4校にICT機器が導入されました。こ

れによって市内各校それぞれに、児童生徒用パソコンが45台と教師用パソコン1台のネットワークで結ばれたパソコンルームが完成しております。さらに、各教室には電子黒板のかわりとなる大画面プラズマテレビ、これをパソコンと直結してモニターで投影するプラズマテレビが導入されました。その後、パソコンとOS、OSというのはオペレーションソフトですね、の更新に伴って平成28年にこの市内各小・中学校のパソコンルームのICT機器とソフトウェアが入れかえられました。まずはその平成28年度の整備状況について詳しくお伺いしたいと思います。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの奥本議員の質問でございますが、市内各校のパソコンの整備状況でございます。

市内各小・中学校のパソコンルームに設置しております全てのパソコン機器を、平成28年度に更新を行いました。機種は富士通のデスクトップ型のものでOSはWindows 10プロフェッショナル、指導用のソフトは更新前から導入していたものの最新版で、小学校の児童用には簡易オフィスソフトを含むジャストスマイル7というソフト、中学校の生徒用にはジャストオフィスを含む、ジャストジャンプクラス2というソフトをインストールしております。また、市内各小・中学校にそれぞれ45台ずつ計315台を設置しているところとでございます。また、これらの機器は7年間のリース契約となっております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 ただいまのご答弁の中で、ハードウェアの整備に関するリース契約というのがございまして、それについてお伺いたします。

ハードウェア、ソフトウェアを含めたICT機器は日々進化をしております、数年で性能が陳腐化してしまいます。バージョンアップが必要となるのは、ほとんどの方がご存じだと思いますけども、このICT機器において7年という長期リース契約を結んで使い続ける理由というのがいまいち理解できないわけです。通常リース契約を行うメリットとして思い浮かぶのは、資金が平準化される、毎年毎年の出費が平準化される。それと適正なリース期間の設定によって、設備の陳腐化を回避できるという2点が理由として思い浮かぶわけなんですけども、もう一つ、リースに関しては調べましたところ、税法上の基準にのっとった場合は、パソコンの法定耐用年数は実は4年なんです。その4年をもとに計算される適正リース期間というのがございまして、それは実は2年以上と定められております。2年以上でありますので何年でも設定するのは自由なんですけども、パソコンを7年も使うというと、考えられるのは、機器の故障であったり性能が低下したり、入ってるソフトウェアが陳腐化したり、さらには今一番問題となるセキュリティー性が低下します。もう一つ、生産性が低下するという問題が一番大きくウエートを占めるわけです。使っていると速度が遅くなって、あるいはフリーズしてデータが飛んだりとか、なかなか進まない、そういうことにつながってきます。ですので、この7年という契約自体がどういう根拠があって7年になっているかというのが非常に理解に苦しむわけです。またもう一つは、このリースに関しましてICT

機器のリース契約には、通常、故障対応等を見越したメンテナンス契約というのが付加されるのが通常です。企業の場合はほぼ100%、メンテナンス契約も付随されております。現状の葛城市の学校現場のICT機器のリース契約はどうなっているのか、そのあたりをお伺いいたします。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまの質問でございます。リース期間の関係でございますけども、市全体としてのICT機器の標準的な使用期間をサーバー類は5年、パソコンやプリンター類は7年という基準を定めておりますので、平成28年度の更新時にはこの定めにした形で7年リースとしたものでございます。議員おっしゃるように、ハードもソフトも日々進化している中、子どもたちにはなるべく最新のもので学習に取り組んでもらいたいという気持ちもよく理解できるところでございます。次回の更新に向けて、より費用対効果のすぐれた形で更新できるよう、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

また、メンテナンス契約についてでございますが、過去にシステム補修について業者に委託契約をしていたこともあったようですが、端末やサーバーが故障した際の原因調査と機器修理後の再設定操作などを委託するものでございました。実際に故障が発生するといったことが少なかったことと、機器の修理代金が別途必要であった、こういうことから費用対効果の面から有効でないと判断されまして、現行の契約ではメンテナンス契約を行っていない状況でございます。現在、故障等の不具合等が発生した場合は、学校教育課の職員がその対応を行っており、対処できない場合は業者に修理依頼をするといった形で対応しているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 市としてのリース契約の指針にのっとっているということは理解いたしました。先ほど、理事のご答弁にありましたように、ICT機器に関しては性能は日進月歩で進みます。教育現場だけでなく役所内においても、業務に支障が出ない最適なリース契約のあり方、また、メンテナンスの契約のあり方というのを検討していただけたらと思います。今まではハードに関してです。

そしたら、現状の葛城市の教育用パソコンで導入されているソフトウェア整備に関してのところで次はお聞きいたします。

現在、企業や官公庁で使うソフトウェアで一番ポピュラーなものというのが、マイクロソフト社のオフィス、皆さんご存じです。ワープロソフトのワード、表計算ソフトのエクセル、プレゼンテーションソフトのパワーポイント、多くの方がお使いになっていると思います。実は奈良県の高等学校、これは奈良県に限らず、高校に行くと情報の授業というのが正課で必須であるんですけども、その情報の授業や大学のレポート提出、就職時のエントリーシートの作成というのは、実はマイクロソフト社のオフィスを使うというのが必須条件となっております。それが基本のプラットフォームであって、それを使えないとなかなか高校の授業で、あるいは大学のいろんな資料の提出ができないという、あるいは各会社に入ってもなかなか

そういう業務ができないと、そういうところまで来ているわけです。ところが葛城市現行のパソコンソフトは、先ほど申しましたようにジャストシステムというところが入っております。実は平成21年度に一番最初に整備された導入当初は、実はオフィスが入っておりました。各学校の特に高学年生、小学校でいうと5年生、6年生が、遠足、修学旅行の内容をプレゼンにまとめて学校の全校集会で発表するとか、そういうこともされてたわけです。ところが、今回平成28年度に更新の際になって、オフィスがなくなりました。今現状、ジャストシステムというのをそれぞれの学校で使ってるんですが、小学校のときから一生使えるソフトウェアを使うというのは、先々にわたって非常にプラスになることだと思います。それが今現状できていないというのが実態なんです。ジャストシステムの小学校ではジャストマイル、中学校ではジャストジャンプというものなんですけども、小学校低学年においては非常にとつきやすいものなので、これでも問題ないかと思うんですが、小学校中・高学年、それと中学校なんかは、それを使う意味合いというのが余り薄いのではないかと私は思うわけです。特に高校に行って、マイクロソフトのオフィスを使ったことのない子どもたちが、高校に行って初めて使う、大学で初めて使う、実は使ったことがなくてよく使い方がわかりません。そうなったときに、葛城市の子どもたちはICTの知識というか、能力で非常にほかに比べて差がついているという状況が出るんです。そこが私一番危惧するところなんですけども、平成21年度の整備のときに入っていたものが、平成28年度になくなった、変わった、その大きな理由は、これも現場の先生に私、ヒアリングさせてもらったんですけども、ソフトウェアの価格が高いという声があって、安いものになったとおっしゃってる声も聞きました。でも実際のところよくわからないので、そのあたり、実際のところどうなんでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 オフィスの関係でございます。現在のパソコンルームに設置しておりますパソコンには、簡易型のオフィスソフトあるいはジャストオフィスといった、マイクロソフトオフィスと同様のソフトが入っておりまして、子どもたちが授業で使用するに当たっては特に支障がないということで、マイクロソフト製品を導入しなかったというところでございます。

一方、先生方が使用されておりますパソコンでございますが、これも更新時にはジャストオフィスというソフトで対応しておったわけですが、これについてはやはり業務に支障を来すということで、昨年度は中学校の一部、本年度は残りの全てについて、マイクロソフトオフィスを入れる予定をしているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 オフィスの必然性というのは、ご理解いただいているということなので安心はしましたけども、今後小学校中学校でオフィス、マイクロソフトの製品を入れるに当たりまして、実はマイクロソフトが非常に学校に対して特別措置をとっております。具体的にはオフィス365アカデミックパッケージタイプA1という教育機関に配慮した、格安で非常に最新のバージョンを使える、これはクラウドサービスなんですけども、そういうものが用意されております。

そういう契約も見据えていただくと、価格的なデメリットというのも払拭されるのではないかと思うわけですが、こういったクラウド版のサービスを使うことについてはどう思われてるでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまのオフィス365の件でございますけども、今ご提案いただきました情報についてシステムの導入が可能であるのか、あるいは、費用面その効果などを今後調査、検討いたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 ぜひともよろしく願いいたします。ICTの教育におきましては、やはり汎用性のある知識の取得というのが重要だと思います。可能な限り子どもたちが葛城市を出ても、どこに行っても通用する知識、それを得られる配慮をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど質問させていただいた価格的な判断があったかという点にちょっと触れていただいておりますけども、平成21年度、平成22年度のICT機器の整備費用と平成28年度の更新費用の比較を通して、もう少し詳しい予算的な制約制限があったかどうかというところをお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 機器の整備状況の費用についてのご質問でございます。平成21年度、平成22年度に行ったパソコンルームの機器更新に要した費用は、2カ年で約6,000万円、平成28年度の更新に要した費用は約4,600万円で、その差額は約1,400万円となっております。この差額につきましては、それまで必要であった教師用のパソコンから子ども用のパソコンを遠隔操作したり、画像配信したりするソフトを使用していたわけですが、平成28年度の更新時には指導用のソフトにこうした機能が搭載されていたことから、この専用ソフトが必要ないとの判断から導入しなかった。これに係る経費が先ほどの差額にほぼ匹敵する1,360万円でございます。平成28年度の更新時に予算的な制約があったかということに関しましては、限られた財源のもと、地方自治法に規定されておりますとおり、最小の経費で最大の効果を上げられるよう取り組んだものであると考えております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 ただいまのご答弁にございました、平成28年度の更新時に不必要とされました教師用パソコンから子ども用のパソコンをコントロールするシステム、これスカイメニューということなんですけども、実は値段も高い、金額が下がった1,360万円相当するというものだったんですけども、価格も高いだけあって性能も使い勝手も非常によかったと現場の先生はおっしゃっております。その後これにかわって導入されている現在のジャストシステムの附属している同様のシステムは、実は今現場で学校で、先生のパソコンと子どものパソコンの画面表示を一緒にする、同期させるというところに時間がかかり過ぎていると。実はその時間がか

かり過ぎて、その原因として処理が追いつかなくてパソコンがフリーズ、とまってしまう、あるいはそのままもうどうしようもないということで、授業を行えるレベルにない。かろうじて動いているパソコンの前に子どもたちが集まって授業がようやく成り立っているという状況が続いているそうです。これも言うてみれば値段相応の性能といえはそうなのかもしれませんが、授業の運用に支障の出るようなソフトウェアの選定というのは賢い予算の使い方ではないと私は思います。せっかく1人1台パソコンを使って授業できるという取り組みを実現していただいているわけなんですけども、そのハードウェアのパソコンがソフトウェアの選択ミスで使い物にならなくて、一部のところに子どもたちが集まって授業するというのは本末転倒ではないかと思うわけです。この辺についての認識はどうかということと、その原因分析と解決策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまのソフトの不具合等の質問でございますけども、一部の学校から機器の立ち上がりに時間がかかったり、教師用の機器からの遠隔操作や画面配信などの操作の反応が悪いといった状況があることは承知しております。その原因についてもおおむね把握しているところでございまして、こうした不具合につきましては、市の情報推進課とも連携をとりながら、できるだけ早期に改善を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 原因と対策をつかんでおられるとのことですが、機器更新から既に1年たってます。できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

それでは、学校現場のICT機器の整備状況についてはこれくらいにしまして、続きまして12月議会で私が質問させていただきましたプログラミング教育の導入に向けた取り組みについて、その後の状況を教えていただけますでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 プログラミング教育に関してでございますけども、12月以降これまでの取り組み状況についてお答えいたしたいと思っております。

まず、當麻小学校ですが平成29年12月に教育研究所から講師を招いて、教職員を対象に研修が行われております。この内容は、ソフトバンクの人型ロボットペッパーを用いた操作体験やプログラム体験を通じて、子どもたちの興味を引き出して、プログラミング授業を行う手法の研修や、教科指導の中でプログラミングの考え方を取り入れた指導の仕方などの研修が行われております。また、小学校でも簡単にプログラミングができるソフトとして、スクラッチというソフトがあるわけですが、このソフトを活用することによってどのような教科でどのような学習を行うことができるのかなどの研究を、市内教員で構成されておりますメディア部会の教員が中心となって各学校で行われております。こうした中、平成30年3月に文部科学省において、小学校のプログラミング教育の手引第1版が作成されましたので、以後はこの手引を参考にして、更に調査研究を進めていただいているところでございます。また、先日の定例教育委員会におきましても、プログラミング教育についての認識を深めても

らうため、現在の状況とともに今後のスケジュール、それから役割について説明したところでございます。

今後は8月から9月をめどに各学校やメディア部会からの報告を受け、葛城市としての方針を決定し、来年度に万全な準備ができるよう人材の育成や確保、教材や機器の調達など、必要な経費について予算要求を行ってまいる予定をしております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 今後の見通し、ありがとうございます。ぜひともスムーズにいくようにお願いしたいと思います。それから、12月議会の教育長のそのときのご答弁で、葛城市はICT機器に頼らないアンプラグド、要するに機械を使わないプログラミング教育、それを進めていくということでした。その後、私もこのアンプラグドということに関しまして調べましたところ、この分野の国内第一人者とされています大阪電気通信大学工学部の兼宗教授という方がいらっしゃるんですが、その方の研究内容を調べました。すると、学習当初の段階ではコンピューターを使わないアンプラグドの教育の方が有効であるということですが、一定のレベルを過ぎるとコンピューターを使ったプログラミング教育も取り入れる必要はあるという見解でございました。

先ほど最初に提示させていただきました、都道府県別のICT機器の整備状況にかかわりますけども、奈良県よりも準備が進んでる大阪市、今この大阪市の状況というのを聞いてまいりました。今現状、大阪市がICT機器の整備は、1人1台のタブレット導入と、立体物を出力できる3Dプリンター、それをクラスに入れるといふとこまで視野に入れたハードウェアの整備と、ICT指導員の確保のための予算計上に入っているということでした。既にプログラミング教育の教室を運営している民間企業がたくさんございます。学校によっては、特に私立ではICT教育に力を入れている学校がございまして、そういうところでは、ハードウェアの整備よりもICT機器を行える人材の確保というのを最重要課題と認識されて人材の争奪戦が既に始まっているんです。文部科学省が示すプログラミング教育に向けたロードマップに沿っていたのであれば、いざふたを開けた段階で、既に教えられる有望な人材が押さえられているという状況になってしまうと言われております。現状、ICT教育を教えることのできる指導員については、さっきの平成25年の第2期教育振興基本計画で設置が必須とされておるんです。これを踏まえて実は葛城市では、大学や高校と包括協定を結んだり、民間企業との連携とかそういうことによって、指導員を確保していく動きがあればと私は思うんですけども、そういうあたりの取り組み予定というのは今あるんでしょうか。

吉村議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 プログラミング教育についての取り組みでございますけども、プログラミング教育については、新学習指導要領において平成32年度から全面実施することとなっております。その前年度である平成31年度は、本格的な準備期間として、教員の研修や使用教材の調達の期間となっております。ここから逆算いたしますと、本年度には、どの教科においてどのような学習の中でどういった指導を行うか、またその指導を行うに当たってどういった教

材が必要であるのかなどさまざまな検討をした上で、葛城市としてどのような取り組みを行うのか決定するとともに、それに伴う予算要求をしていかななくてはならないところでございます。

そこで、本年4月の校長会で、各学校においてどのような取り組みが有効であるのか協議検討を行うよう指示をするとともに、メディア部会の教員には必要な教材について調査研究をお願いしているところでございます。そういった報告を受けまして、来年度に向けての予算の要求を行ってまいる予定をしております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 平成32年度からは、小学校での英語と道徳が正課として必須となります。先生方におかれましては、準備も大変だとは思いますが、引き続きプログラミング教育についての検討も行っていただきたいと思えます。それでは、ICT教育に関する最後の質問をさせていただきます。

先日、本市出身の世界的に著名なロボット研究者である吉藤健太朗さんという方とお会いする機会がありました。ご存じの方もいるかと思うんですけども、吉藤健太朗さんはまだ30歳。小・中学校時代は不登校という経験の中、独学でICTの知識を学ばれて、高校に進学したときに革新的な機構を持つ電動車椅子を発明して、文部科学大臣賞、それからアメリカのインテルという世界的な半導体メーカーのインテル社主催の世界最大の科学大会で第3位入賞と、一番若く入賞されています。非常にそういう輝かしい成果を残されております。そしてその後早稲田大学に進学され、孤独を解消する分身ロボットの研究に専念し、青年版の国民栄誉賞と言われている人間力大賞を受賞されました。また、朝日新聞AERA誌の日本を突破する100人に選定され、アメリカフォーブス誌という有名な雑誌の30歳以下でアジアを代表する30人、そこにも選ばれているほどの方です。私がいつも申しております、葛城市から、葛城市の教育を受けた子どもたちの中から世界を変える人材が育ってほしい。まさしくこの夢を実現させてくれているのが、吉藤健太朗さんだと思います。残念ながら吉藤さんの場合は学校の授業でICTの知識を学んだのではなくて、学校以外のご家庭とかほかの所で学ばれているようなんですけども、少なくとも意欲のある子どもたちにはそれなりの環境を用意してチャンスを与え、応援できる教育体制の確立が大切ではないかと考えます。

この吉藤健太朗さんですけど、数年前に白鳳中学校と新庄中学校に来校されて講演されております。その講演を受けた子どもたちにちょっと聞いたんですけども、非常に、こういう生き方もあるのか、勉強の仕方もあるかという刺激を受けた子どもたちが、第二の吉藤健太朗を目指してプログラミングあるいはICTの勉強を今大学でやっているという子どもたちが実は何人かいてるみたいです。自分の夢をかなえる力をつけるのが教育であるなら、従来の詰め込み型教育というのは、夢をかなえる原動力の創造性という点では劣っているとされております。論理的な思考や柔軟な発想力を得られるICT教育こそが、時代を切り開く創造性に寄与すると言われておりまして、諸外国ではICT教育に今後莫大な予算を投入して、国家を担う人材を育成することに重点を置かれております。アメリカやイギリスなんかは、

コンピューターだけでなく、先ほど大阪市が予定している3Dプリンターを各教室に既に配備して、ものづくりを基礎から学んで、自国の産業の発展に寄与させるという壮大な計画が進められております。子どもたちが将来生きていく上で、必要不可欠となるICTに関する知識を小・中学校で葛城市としてはどのくらいのレベルまで身につけさせるか、そのためにどのような取り組みを行っていくか、先ほどご答弁いただきましたが、教育の将来像について改めて、教育長のお考えというのをお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。さまざまなご意見、ありがとうございます。

12月にも一応回答させていただきました。その引き続きになると思うんですけども、今の議員の説明の中で、私がちょっと考えが違うなと1つ思うのは、学校のICT教育を進めなければならないというこれは社会の情勢だと思うんですけど、義務教育機関で教える場合は、指導要領にのっとって学習内容を指導していくわけです。そのあくまでもICTの、例えばパソコンとかは道具だと思うんです。道具の使い方を教えることは学校の目的ではありません。指導内容を教えるための道具として今まで使ってきたわけです。言葉の説明もしていただきましたですけども、ITからICTになったと。でも教育現場では、これは教育機器というようなことで、新庄町にしても當麻町にしてもその機器をどういうふうに効果的に使って、子どもたちに学習内容を定着させていくかと、その道で相当先進的な研究を進めてきたという現状があると思います。そのときに、両町の行政の方のご協力もあって、さまざまな機器も導入していただいたということでございます。

現在の状況でございますけれども、先ほど議員の方からも数値的な説明ありましたが、葛城市の場合は、パソコン1台当たりの生徒数は市全体では10.5人に1台です。それから、教員校務用コンピューターの整備率は112.6%、それから無線LAN、Wi-Fiの環境、それから統合型校務支援システムの整備率、これは100%でございます。ということでハード面の整備は、葛城市は私はほかに誇っていい状況だというふうな考えを持っております。この特に国の方が、2.2とか3とか、1台当たりの人数をやってますけども、この調査をここにあるんですけど、こういうふうな学校における教育の情報化の実態に関する調査結果、これを見たら1人当たりの少ないところはやっぱり山間部の市町になります。市部はやっぱり全部下にありますね。例えば葛城市の場合でも、小規模校3つの学校の台数と大きな学校の台数は今市としてはそろえていますから、学校によって1台当たりの台数が変わってくるということで、市の教育委員会としては1つの学級がパソコン関係の授業をしたときに、1人1台ずつできるような環境を整備しようということで今整備を進めましたので、45台ずつ入れたことによって1人1台の環境はあると、だから調査に関してはこの数字はちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

でも、先ほどからお話しいただいておりますように、子どもたち、世の中も変化してまいりました。今デジタルネイティブという言葉がありますよね。うちの孫もそうなんですけど、まだ2歳、3歳なんですけど、何をして子守りさせてるかというのと、このこれをほいと渡しておいて、ほんならその子どもがぴっぴっぴとしてね、ユーチューブで自分の好きなテレビ

を見てやっていると、そういうふうな状況でもありますので、そういうふうなさまざまな機器になれる必要はあると思います。ですから、そういうふうな環境になれることをやっぱり市の教育委員会としても求めたいし、でもつけたいのは、やはりこの内容を今の子どもたちにつけなさいよというようなことをメインに進めていきたい。そのための道具としてコンピューター等も使っていききたいというふうな考えでおります。

その中でプログラミング教育なんですけども、議員の質問を受けてから、私もちょっと真剣に考えていこうということで、実際に展示会に行ってきた見せてもらいました。そうすると、前も言ったように論理的な思考力をつけるという主目的でいくと、そういうふうないろんな道具等は全く必要ないとは思いますが、こういうふうな総則等にも体験を通してという文言がございます。その中でそういう展示会に行くと、先ほど理事の中にも出てきました。ペッパー君を使ったり、それから、レゴという道具を使ってやるプログラミング学習等のデモンストレーションをやってくれますので、こんなもどどう使っていけばいいのか、その教科の指導の中でどう使っていったらいいのかと、そのあたりをしっかりと現場の先生方の方から意見出していただくように今、期間を設けているということでございます。最後に、議員の質問がありました、どんな程度までということでございますと、そういうふうな機械をなれること、体験すること、効果的な使い方というものを通して、漠然と物事の結果を受けとめるのではなくて、何でとか、どうしてとか、どうしてそうなるのかという、そういうふうなことを考えられる力を葛城市の子どもたちには持ってほしいなというふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 今、教育長のお話伺いまして、ICTの機械は道具であって使い方を教えるものではない。まさしくそのとおりだと思います。国が示してきた、あるいはOECDが出している数値に関してもあくまでも平均値であって、統計というのは細かなところで見ると地域的なところ、あるいは郡部、市部、村であるか、その辺の本来の判断も一緒くたになっているので、こういう形になるというのはわかった上でお示しさせていただいたわけなんですけども、葛城市として非常にそういう、最後におっしゃった、なぜ、どうして、それを考えられる力、これが私一番重要であるというふうには、同じ考えでおりますので、それを踏まえた上でICT教育、進めていただければ非常にいいかなと思っております。ありがとうございました。

あと、最後なんですけども、奈良県のICT教育はいろいろあるんですけども、例えば全国ICT教育首長協議会というのがございまして、従来田原本町と山添村が加盟しているだけだったんですが、今年度から生駒市、川上村、東吉野村が加わって、教育の質的向上に必要なICT機器の整備及び制度改革の推進というのを進めていってまいります。そのICT教育以外のところの、教育という大きな枠組みでみると、実は王寺町なんですけれども、85億円を投じて小・中一貫教育を行う奈良県で初めての義務教育学校の設定に向けて今動いてまいります。いずれも共通しているのは、奈良県で教育トップを目指すという首長の熱

い意思表示だと感じられるのですが、葛城市において市長、そのような教育ビジョンをお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

例を挙げられましたことについてのその意見とか判断というのは、あえて省かさせていただきます。必ずしも私はその是非について、いいのか悪いのかというのは疑問に思っているところがございますので、あえて省きます。

議員がご指摘になりましたまずソフトの部分とハードの部分、まずご指摘ございました。このソフトの部分についてはやはりできるだけ早いうちに改善したいなと思います。平成29年から実は予算組みさせていただいてますけれども、できるだけ利用しやすいソフトに変更していく必要があるのかなという感じしております。

それと、私たちがお預かりしてるのは、実は小学校と中学校の義務教育の部分でございます。義務教育で、じゃあどこまでやるのかというのは、これは指導要綱の中でもう決まっておりますので、その部分までは最低限上げていかないといけないというのが実情でございます。それで、ICTにつきましては、教育長答弁されましたように、私も道具としての利用の仕方やと思っております。そのICT機器を使うその訓練をどの程度するのかということやと思っておりますので、その部分については割合と、子どもたちというのは非常に対応能力がありますので、それほど危惧はしてないんですよ。

ただ、私がちょっといろんなところでお話しさせていただいている中で、今の義務教育で、じゃあ何を子どもたちに一番やはりウエートとして高くするべきかといいますと、やはりいろんな物事への対応能力やと感じてます。その理由といいますのが、今民間企業でしたら、経済産業省が非常にAIの普及を推進しております。人工知能でございますけれども、これは従前の技術の中では道具としての活用ではなく、ほぼ人間に近い存在になり得る技術革新でございます。かつてイギリスで産業革命があったような、そのような人類に及ぼす、ある種、価値観であるとか人生観であるとか哲学まで及ぶような変化を求める技術革新やと感じます。それ以降例えば、飛行機が飛ぶとか車が走るとかコンピューターが発生するとかいろいろありましたけれども、今のこの人工知能の技術というのは、産業革命に匹敵するような大きな変化をもたらすであろう可能性が高いように思います。当然、先ほどちらっと市の職員さんの業務の中でも触れましたけれども、人間がある種やっている仕事の分野のある一定の割合を人工知能がやる可能性がある。そうしますと、この技術革新というのは非常に進みますので、今でしたら碁ですとか将棋ですとかほぼ人間を超えるような能力を発揮しているわけですが、更に加速するであろう。そうしたら、今の子どもたちが義務教育を受けて大人になったときに、どういう社会になっているのかということを考えますと、今のAIの時代が来るとしたときに何を求められるのかということ、やはり今の義務教育で中心として学んでいただく必要があるであろうと。

例えば大きく言い方しますと、人間力やと私は思うんですけども、いろんなものへの対応する能力であったりですとか、人柄であったりとか人格であったりとか、考え方のその部分

を非常に大切にする必要があるのであろう。ですから、体験をいろんな刺激を子どもたちの与えて、先ほど吉藤さんの話ございましたけども、独学でされた。ただ、彼の場合も機会があったと思うんですね。ですから、そういう刺激を、いろんな体験を義務教育の中で、その個人がその後どういう分野に進まれるかわかりませんが、その何かのきっかけになる部分は義務教育で与える、幅広く与える必要があるであろうと感じております。特に莫大な財政投入をしてという形にはならないかもわかりませんが、道具としてのICTの機器の整備はソフトも含めて継続的にやっていく必要がある。ただ、本来人間として必要な力をどうつけるのかというのが、私は一番大切やと感じております。葛城市にとって割合と自然豊かなところでもございますし、いろんなことを観察したり考察できるような、そういうふうな子どもたちを育てていければなという思いでございます。教育の現場はあくまで教育長の方が所管していただいておりますので、そういう話も総合教育会議の中ではさせていただける次第なんですけども、皆さん方のまた、社会状況の変化もやはり分析する必要もございしますので、随時葛城市の義務教育のあり方については、議論を議員とも深めていきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。人間力を大切に、体験、刺激を、葛城市にしかできないことを進めていく、そういうお考えであるというのは非常に賛成できますので、本当に独自で葛城市の子どもたちのためになるような施策を今後とも考えていっていただきたいと思っております。

続きまして、防災行政無線の活用についてだけさせていただきたいと思っております。

5月2日の18時45分から20時30分にわたりまして、大字當麻地区を中心とする300世帯で大規模停電が発生しました。當麻寺の参道周辺から一部大字竹内までの地域で送電がストップして、山麓線當麻寺交差点における21時までの信号停止も相まって、混乱がございました。ちょうど日が暮れて暗くなり始めたやさきで、各家庭で晩ご飯の支度を始めようかというころと重なったおかげで、どうなってるんやと、通電がいつになるかという情報を求められる方も多くございました。そのような中で、市役所に対しまして、行政無線を臨時放送していただけるか、それが可能かどうかということをお願いしたわけなんですけども、その段階で新しいシステムに変わったので操作方法を確認中という返答をいただきまして、結局最終的には放送はできないまま、定時の放送がむなしく事務的な録音が流れるということが起こりました。その後も複数の方々から、これは緊急時やろうと、こういうときこそ防災無線は活用すべきじゃないのかというふうなお話も寄せられております。市としての防災行政無線の運用について、その後、私の方で確認させていただきましたら、基本ふだんの停電時については、従来から放送してないということでございましたが、本来は電気の提供者、この場合は関西電力ですが、関西電力がそういう告知活動も含めてやらないといけないということでございました。いろんなことは事情もあるとは思いますが、今回デジタルの防災行政無線を整備するに当たって、従来チャイムであるとか、お悔やみの放送であるとかを使っ

ていた部分をなしにして、もう防災の用途に使うというふうにおっしゃってるのであれば、しゃくし定規な対応じゃなく、場合によっては停電の場合は放送しないという理屈はわかるんですけども、柔軟な対応の方法というのはとれなかったのかなと思っております。そのあたりにつきまして、市側に防災行政無線の活用方法というのは、具体的に何かルールがあるのであれば、お聞かせいただくと同時に、今後こういうのが起こった場合にどう対応していただけるかということをお聞かせいただけるでしょうか。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

ただいま議員からご質問ございました5月2日に大字當麻地区を中心として発生いたしました停電について、放送依頼があって、なかなか放送に至らなかったというご指摘でございます。

まず、今回のような平時、災害時でない、台風とか地震とかの災害時でない、平時の停電につきましては、まず電気事業者の責務としての対応をお願いしているところでございます。電気事業者の方に問い合わせもさせていただき、また状況確認をさせていただく中で、平時の停電については電気事業法に明文の規定はございませんが、電気事業者の責務として停電の規模、それから復旧のめどに応じまして、広報車等による住民周知等を行うというふうにされておりますので、従前から防災行政無線による放送の対象といたしておりません。こちらは旧の當麻地区の防災行政無線のアナログ放送、旧新庄地区の有線放送につきましても同様の取扱いをさせていただいておったところでございます。ただ、そういった運用について、従来からの文書的な明文の規定がございませんでした。そういったことから対応が後手後手に回ったというところもございますので、今回のご指摘をいただきまして、マニュアルを作成いたしまして、職員間で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。また、電力事業者側の設備不良による通常時の同程度の停電の場合につきましては、電力事業者の責務としての広報車による住民周知を行っていただくことを強く要請してまいりたいというふうに考えてございます。

吉村議長 奥本君。

奥本議員 ルールはこうだからということで、責任の押しつけ合いにならない柔軟な運用をお願いしたいと思います。

時間が参りましたので、最後残ってございましたしあわせの森の植樹事業については、次回の一般質問でさせていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

吉村議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。岡本でございます。

私の質問につきましては、市政検討委員会での確認について、農地・水保全管理支払交付金についての2点で、一問一答方式で行いますので、質問の内容につきましては質問席から行いますので、よろしく願いをいたします。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 それでは質問させていただきます。

まず、昨年の6月議会で吉村議長から一般質問されたわけでございます。その後、市民から私の方にも問い合わせが来ておりますので、再度同じ内容の質問をして確認をしていきたいというふうに思います。

まず、平成28年に執行されました市長選挙における職員の政治的行為、あるいは前市長の出張伺、内容、公用車の使用簿について6月議会の答弁では、この3つの行為について市政検討委員会で確認作業を行うとこういう答弁をされておるわけでございますが、確認作業が行われましたかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま岡本議員のご質問でございますが、確かにご提示の件につきましては市政検討委員会で確認作業をとりたいという旨の市長の答弁がございました。一方、市政検討委員会におきましては、平成29年6月議会に先駆けまして、葛城市防災行政無線デジタル化整備事業でありますとか、道の駅事業に関する取扱いという優先すべき検討事項がございましたので、それらの分析、精査、検証に全力で取り組んでいただいたところでございます。また現在も、先ほど谷原議員の一般質問の中で答弁させていただいておりますが、道の駅事業における取扱いについてに係る答申後に新たに発生した新たな疑義について、これにつきまして新たに分析、精査、検証を行っているところでございます。以上の経緯によりまして、現時点におきましては議員ご提示の件について、市長より正式に市政検討委員会に諮問し、確認作業をしていただかない状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から答弁をいただきました。いわゆる優先的な事業が先にできたということで、このことについては具体的に検討していないと、こういう答弁であったというふうに思います。そこで、平成28年執行の市長選挙にかかわって、現職の山下市長を囲む会の会場の準備とか、個人演説会で東京都知事の応援メッセージ、DVDで放映されたとか聞くわけですが、これは職員が勤務時間中に修正した、また個人演説会の会場準備を一部職員が手伝ったとか、また選挙事務執行中に特定の候補者の投票数をチェックする、投票用紙に印をしたとか聞くわけですが、これは明らかに職員の政治的行為に該当するものであると思われま。これは実際に上司からの命令を受けて手伝ったというふうに私は思っておりますが、職員としてはしてはいけない行為であるというふうに思っておりますので、

この辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今のお尋ねでございますが、まずは確認をしたいと思います。昨年の6月の議会の一般質問におきまして、当時、吉村優子議員の方からご質問いただきましたことにつきましては、当時の企画部長がそれぞれ事実関係についてお答えをしておるところでございます。その答弁を踏まえて、更なるお問い合わせとしてその是非について、市の方では一定の事実関係を確認した上で、市の判断については当時1年前の6月議会でお答えをしておるわけでございますが、それに対して市の判断の是非について確認をしてくださいという旨の吉村議員からのお問い合わせに対して、阿古市長の方が、では確認をいたしますといった答弁を申し上げただけども、それが先ほど飯島企画部長からご説明をしたとおり、まだ諮問自体を行っていないといった状況を説明したわけございまして、したがって、当時の見解自体は当時と変わっておりませんので、そこをお求めであれば再度、昨年度いたしました答弁について飯島企画部長の方からその概略について説明をさせていただきます。

以上でございます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの副市長の答弁を受けまして、地方公務員法に規定する政治的行為につきまして、平成29年6月議会における一般答弁のやりとりを改めて述べさせていただきます。

事実関係としましては、前市長の現職当時の囲む会におきまして、会場準備やDVDの準備をしていた職員、個人演説会でDVDの作成をしたり、リハーサルを含む会場準備をした職員に対する対応につきまして、当時、吉村優子議員が確認したのに対し、当時、本田総合政策企画監兼企画部長より懲罰審査委員会での答申を踏まえて訓告の処分を行ったこと、そしてこの判断におきましては、市において顧問弁護士の見解を事前に伺っていた旨の答弁をさせていただいております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 それぞれ答弁をしていただきました。また後で、この問題について触れていきたいというふうに思います。

次に、出張伺あるいは随行職員の出張扱いでございます。この分につきましては、出張については葛城市の旅費規程に定められておるように、出張する場合には特別職も一般職も同じ規程に定められた内容で、出張とは出張伺を作成して、決裁を受けた後に出張に出向くというのが通常のやり方であるわけでございます。昨年の答弁では、市長は任命権者であるから出張伺作成は要らない、あるいはまた一昨年の部長答弁では、最高権力者であるために出張伺要らない、こういうふうな答弁をしておられるわけでございますけれども、そもそも出張とは、誰がどの要件で日時を示して、出張内容を詳細に明記をして、誰がどこに行っているのか、公務の内容が何かを関係者が知る必要があるために、決裁を受けるものであるわけございまして、以前から理事者も一般職も同じやり方の出張方法で、特別職の旅費規程には

一般職に準ずると、こうなっておるわけでございます。出張復命書につきましても、特別職も一般職も同様に復命をしておる。特別職の出張伺、復命書、実際は当事者が記載するのではなしに、秘書が作成をしているというのが事実であるわけでございます。秘書の仕事もこの中に含まれているというふうに私は思っておるわけでございます。また随行職員につきましても、もちろん出張伺あるいは復命書、これは自分で作成して、上司に決裁を受けるというのが当然であるわけございまして、これはもう職員の常識やというふうに思っております。このような内容につきまして再度答弁を願いたいというふうに思うわけございまして、なぜ特別職は要らないのかということについて説明をいただきましたというふうに思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 こちらも平成29年6月議会の答弁を繰り返す形になりますが、ご容赦ください。

昨年の一般質問の中では、市長の出張についての取扱い及び法的手続について、吉村優子議員が確認したのに対し、当時、本田総合政策企画監兼企画部長より、市長については任命権者またはその委任を受けた者に該当する者がいないため、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例におきまして、特別職の職員に支給する旅費につきましても、一般職の職員に支給する旅費の例によるとあるものの、一般職の職員が受けている出張命令権者の発する出張命令については出張命令権者がいないという意味合いで作成していないという答弁を行ってございます。この考え自体につきましても、現在も踏襲しているところでございます。一方、平成29年9月議会におきまして、白石前議員の一般質問におきまして、私が実は答弁しておりますが、現在、阿古市長につきましても就任後より市政運営の透明性に留意いたしまして、出張記録簿を作成しております。さらに、平成29年度からは一般職の出張伺命令書、復命書に準じた様式で市長も書類を作成しており、市民に対する県外出張に関する説明責任を果たせるよう、必要な事務手続をとっているところでございます。なお、全体に申し上げた法的位置づけにつきましてもの確認につきましても、先ほど答弁させていただいたとおり、市政検討委員会での確認作業をしたいという意向がございまして、現時点におきましてもまだ正式に確認作業をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長では、任命権者には該当しないということであるわけやけども、この葛城市の職員の旅費規程、そういうなものが決められておる。以前から私もここにお世話になっておりました。以前の特別職、きちっと出張伺を書いている。今現在の市長も書かれてる。これは何か。もちろんその規則もありますけども、やはり首長が今どんな公務をしてるんか、今どこにいてるんか、いうことは大事なことであるわけです。ですからそういう意味からして、こういうことを出張伺も書いていく、これ私は基本やと思うんです。もちろん法的に根拠もいろいろあるかもわかりませんが、なぜその間だけが伺いがなかったのかということで、もう一度確認をしてるわけございまして、それは終わったことですので、これがどうのこうのいうことはないですけども、今、私は確認していくのは、いろんな形の中できちっとした事務をしてもらいたいということから、こういう質問を再度させてもらってる。そういうこ

とを理解をして、答弁をしてもらったら一番ありがたいなというふうに思っております。時間の都合で余りこれに集中するつもりはありませんので、今後そういうな形にしてもらったらええと思います。

それから次に、公用車の問題です。この公用車につきましても、自動車の使用簿というのがきちっとあるわけです。この自動車の使用簿には、使用の目的とか用務の内容、行先、走行距離、運転者、同乗者、出発時間、入庫時間、燃料の種類、ガソリンか軽油か、あるいは給油した場合スタンドの名前も書きますし、きちっと使用簿に書くようになってると。この中で、その使用簿で大阪お送り、京都お送りと書いて、今のその内容がわかれへんということやけども、きちっとこの自動車の使用簿を見ていったら、また、あるいは随行の出張伺を見ていったら、例えば、どんな用事で出張したかということはわかるはずやというふうに私は思っております。しかし、今までの回答では明確な回答がなかったということで、質問をさせてもらっておるということと、自動車使用簿の保存につきましても、1年とか5年とかいうふうに言うてるわけやけども、実際の市の規則からいきますと、文書規程では第29条第3項第3号で分類するように、5年間保存というふうに私はなっておるというふうに思うわけですけども、今までの答弁では保存期間1年やとか、そういう答弁ばかりされてるということで、これも先ほど言いましたように、きちっとした形で事務を行うということから質問させてもらっておるわけでございます。いわゆる使用簿につきまして、5年が正しいんか1年が正しいんか、それだけの答弁をしていただきたいと思えます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 こちらも恐縮でございますが、昨年の6月議会の答弁を振り返る形になりますけども、自動車使用簿の管理につきまして、当時、吉村優子議員が確認いたしましたのに対し、当時、本田総合政策企画監兼企画部長よりは、市長の指示により平成28年度に係る分に加えまして、従来の文書の保存年限からすると廃棄の対象となる、こちらは1年と当時は整理をされていたという認識でございますが、平成27年度に係る分についても廃棄せず保存しているという状況であること、運行簿に記載されているのが使用日時、用務、行先、走行距離、運転者が確認できることに言及した上で、その自動車使用簿が出張の妥当性、適正性の検証にたえ得るような出張の仔細を記録した文書になっているかにつきまして、市政検討委員会で確認する旨の答弁を行っておりますが、先ほども繰り返し申し上げておりますが、まだ正式に市長より市政検討委員会に諮問し確認作業はしていない状況でございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 市政検討委員会にまだ確認をしてないということですけども、ぜひとも、これも検討委員会に諮っていただいて、きちっとした内容をしてもらいたい。今現在は5年間保存ということになっておることも聞いてますけども、きちっとやってもらいたいというふうに思います。

それから次に、葛城市の職員の懲罰処分に関する指針ということです。この分につきましては、葛城市の懲罰審査委員会メンバーの委員長、これを副市長がされている。それ以外に教育長、あるいは各部の部長級で構成されておる。先ほどから職員の政治的行為とか出張伺、

公用車の使用簿、これを質問したわけですけども、この中で職員の政治的行為、いわゆる地方公務員法第36条に定める制限に違反した場合とは何かということの中で、前の企画部長のご答弁では、政治的を有する文書等を配布した場合の処分は訓告が相当と規定していると、それ以外は特段の定めがないと。また、懲罰審査委員会の前に顧問弁護士と相談をして弁護士の見解は、本件の行為は極めて軽く、訓告に至らない処分が妥当と考える。また、本来は職員としてわきまえて行動すべきであり、他の職員への影響を考えると形として処分を残しておく必要がある、こういう意見であったと。こう答弁されておるわけやけども、実際に弁護士さんに相談された中で、今質問しておるような内容を詳細に弁護士さんに説明をされたのかどうか、説明をされたら、口頭注意だけで私はおさまらないのではないかなというふうに思いますけども、その辺の見解はどうですか。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 繰り返してございますが、昨年の6月に同じ問い合わせに対しまして、まさに岡本議員今ご披露いただきましたような形で、当時確認をしました市長部局としての見解は申し述べてるわけでございます。本来職員としてわきまえて行動すべきであり、他の職員への影響を考えると、形として処分を残していく必要はあるということであって、その処分をいたしたと報告をしておるわけございまして、その結論につきましてどうであるかというお問い合わせに対しまして、現体制変わらない中で、別の答弁はできないかと考えております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、副市長の方から、昨年答弁した内容と今は変わらんとこういうことでございます。私は、結局、本田部長が国へ帰られるときに確認をしました。部長、本当に弁護士とこに行かれて、本当のことをきちっと述べられた上で意見を聞かれたんですかと。部長も明確には答えないけども、これは一部の不備といいますか、適正なきちとしたことがはっきり言うてないかもわからんなど。やっぱり部長も賢いので、言うてませんとは言われません。そういう濁しはありますけども、そういうなことも言われてました。ですから私は政治的行為とか、職員に対して処罰をせえということを言うてるわけではないですけども、やはり、職員の示しとしてするべきもんはきちっとしないと、何をしてもええんやという風潮が今流れているように思う。ですからいろんな問題が起きてくる。せやから、そういうこときちっとやってもらいたいのと、その懲罰委員会、この中にいわゆる手伝いをしたというか、そういうことをした人も委員の中に含まれている。その委員が含まれてした場合に、本当に正しい答えが出せるんかということが私は問題ではないんかなというふうに思っております。余り懲罰委員会の中まで、議員として入っていくわけにこれはいきません。ですから、私はお願いしたいのは、やっぱりきちっとしたことは対処をしていくということでない、また情報漏洩、あるいは守秘義務、こういうふうなものが安易に考えられとつたらまた問題が起きてくる。どうも今、職員に、いつも言うてる危機感がないのではないかなというふうに思っておるわけでございます。副市長はいつも、職員に知恵を出せ、自分で考えて、自分で計画をして、自分で行動する。こういうことを絶えず職員に言うてる、おっしゃっておられます。しかし、

副市長が何ぼ一生懸命そういうことをおっしゃられても、職員がそれに応えてくれる、これで中身はうまいこといくかわからんけども、今この結果を見とったら、一生懸命副市長やってくれてはったかて、なかなかその答えが返ってきてないのと違うのかなというふうに思います。ですから、今後も副市長には気の毒かもわかりませんが、そういうことを徹底してやってもらいたい。二度と情報漏洩、守秘義務、こういうようなことが起こらないようにしてもらいたいということをお願いをして、この質問については終わっていきたいというふうに思います。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 ただいま岡本議員の方から提言をいただきました。市政の信頼を確保するためにしっかりとよいことはよい、悪いことは悪いということを今後とも徹底をしながら、適切な事務執行に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 副市長から、責任のある答弁をしていただきました。本当にありがとうございます。

それで、次に移っていきたいと思います。

まず、農地・水保全管理支払交付金についてお尋ねをしていきます。この交付金制度の経緯につきましてご説明をお願いいたしたいと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま岡本議員の方からご質問ありました、農地・水保全管理支払交付金事業の経緯についてご説明の方をさせていただきたいと思います。

この事業は、平成17年3月に閣議決定されました、食料・農業・農村基本計画に基づき、農地・農業用水等の保全と質的向上に関する地域ぐるみの共同活動への支援として、一期事業として平成19年度から平成23年度まで、農地・水管理保全向上活動交付金事業として実施されたものであります。また、平成23年10月に策定されました、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画を踏まえ、また平成24年3月に閣議決定された新たな土地改良長期計画の食を支える水と土と再生創造の地域を育む農村の共同力や地域資源の潜在力を生かしたコミュニティーの再生として位置づけられ、また農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による、食料供給力の確保、地域の主体性、共同力を生かした地域資源の適切な保全管理、整備として位置づけられ、二期事業として農地・水保全管理交付金事業として平成24年度から平成28年度まで5年間実施され、新たに三期事業として平成29年度から平成33年度まで5年間実施されるものであります。そして平成25年12月に決定されました農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、強い農業・水産業と美しい活力ある農山村漁村に向けた4つの柱のうち、農村の多面的機能の維持・発揮を図る取り組みとしての日本型直接支払制度が平成26年度から創設され、農業を産業として強くしていく産業政策と車の車輪をなす地域政策として、平成26年度から平成30年度まで推進されたものであります。そして、地域の共同活動によって支えられている、農業・農村の有する多面的機能である、国土保全、

水源涵養、景観形成等の維持発展を図るため平成26年6月20日におきまして、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定されました。平成27年度からこの法律に基づき事業を実施されることとなり、法律化に伴い交付金の交付ルートが、従来国、市町村から都道府県、そして活動組織へ交付ルートだったのが、国から都道府県、そして市町村、そして活動組織への交付ルートと変更となったものでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 経緯について詳細に説明をいただきました。次に、この今説明いただいたわけですが、事業名が変更になっておるといふふうに思います。現在は共同活動支援交付金、向上活動支援交付金に分けた事業手法になっておるといふふうに思いますけれども、その事業内容についてそれぞれご答弁をお願いいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 この事業は農業・農村を国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面機能を有しており、その利益は広く国民が享受しているものでありますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道、ため池等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところであります。このような状況を鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持、発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものであります。この事業の構成といたしましては、新たに創設されました多面機能を支える共同活動を支援する農地維持支払と、水路、農道等の軽易な補修、景観形成等の農村景観の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動の支援である共同活動資源向上支払、そして平成25年度から農地回りの水路、農道等の補修、更新等による施設の長寿命化のための活動を支援する、長寿命化資源向上支払が追加され、現在3段階構成となっております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 いろいろと詳細に答弁をしていただきました。要は、事業が3つに分かれていると。1つの事業は多面的機能を支える共同活動、農地維持の支払。1つは地域資源の質的向上を図る共同活動資源向上支払。あるいは平成25年から新設されました水路、農道の補修、更新等による諸施設の長寿命化を図るための支援する長寿命化資源向上支払交付金。3事業の実施に変わったということだといふふうに私は思っております。

この組織団体、多く恩恵を受けておるわけでございます。この機会に担当課に要望していきたいのは、長寿命化事業の補助枠、これの拡大を国・県に要望願いたいといふふうに思っております。非常にこの長寿命化につきましては、地元でいろんな道路の補修、水路の補修等ができる事業であるわけでございます。事業費が非常に少ないということで増額をする

ように要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、葛城市におけるこの事業の取り組みの実態についてお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 平成30年度におきます葛城市における取り組みは、竹内ほか18地区で、地域協議会としては竹内地域支援保全チームほか11協議会で実施されております。もともとは12協議会でしたが、二期事業終了後の平成28年度末におきまして、加守地区として取り組んでいた加守地域保全向上委員会が地域の事情等により取り組みを終了されております。11協議会全体で取り組まれている対象農用地面積は225.07ヘクタールであり、この区域内で多面的支払事業として農地維持支払事業、資源向上共同活動支払事業、長寿命化資源向上支払事業に取り組んでいただいているものであります。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁いただきました。市内で19の地域活動協議会、11の小規模の協議会があるというふうに答弁をされたわけでございます。平成29年から、加守地域が1協議会が減ったということになつとるわけですが、この加守地域、なぜその平成29年からやめられたというふうなことで、原因は把握をしておられますか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 加守地域保全向上委員会は平成29年3月31日をもって終了されたもので、終了した理由を確認いたしますと、主な理由といたしまして、この事業の多大なる事務、事業に対して続けることが不可能になってきたということの中で、二期目を切れ目といたしまして終了させていただきたいということの申し出があったものでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の答弁では、事務事業が複雑というんかそういうようなことで、二期目からやめられたということで、去年の12月の補正で補助金が返還されているということですが、これも結局やめられて平成28年度でやめられたから補助金が返還されたという、そういう解釈でよいわけですか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 昨年12月に補正させていただきましたのは、この二期目で終了させていただき、平成28年度事業分として繰り越しされた金額を返還させていただいたものでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 それでは、この事業について、この事業の認められている事務費の内訳についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは事務費経費の内訳についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

農地維持支払事業、資源向上共同活動支払事業、長寿命化資源向上支払事業に必要な事業

経費として、日当費といたしまして活動参加者に支払った日当、購入、リース費として碎石、砂利、セメント等の資材購入費、活動に必要な草刈り機などの購入費、パソコンなどのリース費、車両機械等の借り上げ費、花の種代、苗代、そして委託費といたしまして建設業者や設計測量業者への外注費、技術指導のための外部から招く専門家への謝金など、そして、その他といたしましてお茶代や弁当代、先進地視察や研修に係る旅費、保険料、タオル、草刈り刃や文房具代等の消耗品費、光熱費、アルバイトへの賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬などが事業に係る経費として認められているものでございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から答弁いただきました。この事業につきましては、人件費、材料費、備品購入、車両の借り上げとか、指導員の報酬とか、多方面にいろんな事業が使えるというようなことで、大変ありがたい事業であるというふうに考えておるわけでございます。そこで、こういうありがたい事業ですけども、加守地区の地域協議会、平成19年から平成28年までの事業実績の報告について整理が十分できていないと聞いてるわけですけども、担当課の認識でどういう認識を持っておられるのかお尋ねをしていきたいと思っております。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 地域協議会の事業実績報告といたしましては、活動記録、金銭出納簿、写真、領収書等のコピーが必要となっておりまして、ご質問の加守地区の地域協議会は、一期目として平成19年度から平成23年度までの5年間、続けて二期目といたしまして平成24年度から平成28年度までの5年間、合計10年間事業を実施されております。一期目といたしましては、領収書の不備のものや、領収証があっても印紙が張られていないものがございました。二期目としましては、一期目より大幅に改善され、領収証もそろっておりますが印紙が張られていないものもございます。ただ、印紙が張られていない領収書につきましては正規の領収書と判断しております。二期目の書類は整っていると判断しております。ただ、この事業の実施要領により実績書類の保管につきましては、原本は地域協議会が保管されており、事業完了の翌年度から起算して5年間保存義務がされているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 私がなぜこういう質問をしているかといいますと、加守地区の本年の地域協議会で交付金事業、区民説明会があって、そこで区民の人が内容を知ったということから投書が届いております。それは封書で届いておるわけございまして、ほかの議員宅にも届いておるということをお聞きしておるわけございまして、そこで情報開示が私は請求を行って調査をしてまいりました。この投書の中で、一期目、領収書不足もあるということですけども、今、一期目につきましては領収書の添付がかなり不足をしておる、あるいは今言われたように、領収書に印紙が張っていない、住所の記載がない、代表者の名前が書いてない。こういう領収書が多く添付されていることがわかりました。これで、交付金の実績報告を受けて、大字に100パーセント交付金が支払いされておる。この実態について、役所の事務として、今言われた写真もつけますということをおっしゃるわけやけども、こういうことで交付金が支払われて

いるということについて、事務当局としてどういうふうな判断をされるのか。私は当然、書類不足であれば交付金の支払いというものはできないというふうに思っておるわけですが、その辺の見解をお聞きしていきたいというふうに思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 先ほど言いましたように、領収書、印紙等が張られていないものにつきましては、確認しましたところ、領収書とし認められるということで確認をとれております。また、領収書等が不足している分につきましても、原紙自体が加守地域保全委員会の方で保存していただいておりますので、足りない分については出していただきたい旨をお伝えしておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今、領収書の考え方について部長も答弁されたと思います。印紙の張ってない分については印紙税法違反ということになるわけですが、通常我々がいただく領収書、これはやはり1万円以上は収入印紙要りますよ。いわゆる会社名、あるいは住所、あるいは責任者の名前、こういうことがつけて果たして私は領収書やと思います。最近の店舗のところで例えば印紙、税務署と印紙税法による届けをしてあるとか、そういうようなものは別ですが、そういうような形の中で処理をされたということで、余り突っ込んでいくと部長を責めたようになってはいけませんので、突っ込みませぬけども、やはり不適切なのとか、そういう処理をされたんではないかなというふうに私は思っております。答弁してもらわんでも結構ですので、私の考え方だけ言うておきます。

それから次に、加守地区の協議会の支出の内容であるわけでございます。この中で、手袋とか草刈り機の刈刃、こういう消耗品の支出が非常に多い。購入先が地元の商店、一商店というのか、こういうところから購入が目立ってされておる。商売をしておられるので、食料品、雑貨も、そういう機械の消耗品、これは何でも商売は扱いが出来ると思いますけども、その辺のいわゆる見解とか、例えば平成20年8月にこの領収書を見ますと、タオル、手袋500人分で42万円、あるいは7月にはチップソーの草刈りの刃50枚、13万1,250円、あるいは平成23年5月に軽四のトラックの借上料10台分3万円、この3万円の領収書は1枚の3万円の領収書に10人分の名前が署名をしてある。この署名の筆跡、私は専門家ではないのでわかりませんが、どうもよく似た字体で書いてあるように思います。領収書というのは、借上料個々に支払いをする。個々に支払いをするということになりますと、個々から領収書をいただく。これは通常ではないのかというふうに私は思うわけですが、こういうふうな領収書をつけて業者の方に支出したとして実績報告がされている。こういう実態も明らかになってきておる。それと年間の交付金、水辺環境の交付金、大体約80万円くらい、この80万円くらいの交付金のうちで消耗品的な金額が60万円余り支出されておる。こうなると、目的の資源向上、あるいは水路、ため池の維持管理、あるいは工事の管理、果たしてこれが実際にできておるのかどうかということ、担当課として把握をされているのかどうかということをお聞きをしていきたいというふうに思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 実際の事業の完了の確認でございますが、写真を提出いただきますので写真におきまして、先ほど言いましたこの事業自体は農業資源、ため池、水路、農地等の泥上げや草刈り、そういった形の中をしていただきますので、そういった形の中で先ほど言われました草刈りの刃や手袋等を使用していただいているとこちらの方としては判断しております。また、先ほど言われました軽トラの借上料、領収書等にまとめて印鑑が押されてるという形につきましても、それにつきまして軽トラをその清掃時において使われてという中の領収書として判断をさせていただきます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 今の部長の答弁、写真とか書類で判断してるということやけど、やはり一度各大字の協議会の実態というものを調べていただけたら、一番ありがたいかなというふうに思います。

次に、役員報酬、毎年1人1万円の割で13人分執行されておるわけでございまして、向上事業の交付金の趣旨として、役員報酬、先ほど言いました事務的な経費の中にそれは含まれているということですけども、この事業の趣旨からして、いわゆる仕事をする、仕事の対価として支払うというのは私は基本やというふうに思います。役員報酬払うたらいかんということやないですけども、仕事の対価としないで、ただ役員やというだけで報酬を払うというのはいかがなものかなと。この報酬は、法的には触れないんかもわからんけども、趣旨からして、そういうようなことが正しいんかどうかということをお聞きをしていきたいというふうに思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 役員報酬につきましては、先ほど言いましたように事業経費として認められています。そしてまた、役員さんにつきましては特にこういった事業だけではなく、事務としての取扱いにもやっていただいておりますので、国の方としても役員報酬は認めてるという形と判断しております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 先ほど言いましたように、補助事業の中身ではそらそういうことかわかりませんが、その今19、18ある協議会の中で、本当に役員報酬として支払いしてるところが何カ大字あるのか。私は半分もないんやないかなと。特に私どもの大字20年からやってますけども、役員報酬というのは一切払ってないということで、私の村が払ってないから全部そうせいとそういうことやなしに、私の言うてんのは、そういう役員報酬として、実際の対価として支払う事業ではないんかということをお聞きしてるわけでございますので、その辺を私、払うたらいかんとかそういうことやなしに、本来の趣旨に合ってるんかということをお聞きしてるわけですので、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 現在11協議会の中で、言われてる形の中で、数カ所だけが役員報酬を支払われて

おります。今後、今岡本議員言っていただいたように、役員報酬の考え方を各協議会の方に申し入れたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 その点もよろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、この加守協議会の代表者の関係ですけれども、この代表者に議員がなっておられたのではないかなというふうなこともお聞きをいたしました。もし、議員が関与しているということになれば、葛城市の政治倫理条例の適用を受けるのではないかなというふうに思いますので、そこらの考え方についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 今言われましたように、葛城市の政治倫理条例につきましては、倫理条例第2条第2項第5号におきまして、市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準として、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている各団体の長に就任しないこと、ただし、市長等は除くとされており、この事業の地域協議会は活動経費として国から2分の1、県から4分の1、市から4分の1の補助を受けておりますので、葛城市政治倫理条例に該当するとは思われます。また、ご質問の加守地域協議会の代表が葛城市の議会議員さんということで、これにつきましては、交付金上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、その他の法令に照らし合わせるなど問題があると思われそうですが、関係機関等に確認するなど、より具体的な検証が必要であると考えております。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 一応、今、答弁いただきました。議会議員がこの中に入っておられるということでございます。この今言われたように議会議員が入っておられるということになりますと、やはり交付金上問題というのか、制度上いろいろな誤解される分があるというふうに思います。この交付金事業、部長がおっしゃりましたように国が2分の1、県、市が各4分の1ずつ負担をして、地域協議会には100パーセントの交付金として支払われておるということであるわけでございます。葛城市の政治倫理条例第2条には、今部長おっしゃられましたように、市長等及び議員は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。これが第2条の定義であるわけでございます。また第2条第2項第5号、市から活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている各団体の長は就任しないこととなっておりますわけでございまして、その政治倫理条例、なぜできたのか。以前は議員の方が団体の長になって、報酬を受けたり、また公共工事に関与するとか、市民から見て利得に動いておるといふ、こういう誤った行為をしないためにもつくられたのが、議員活動の規範が保てるようにこの政治倫理条例というものが制定された。議員、法令遵守の義務づけがされたということで私は解釈をしておるわけでございます。今、いろいろとお聞きをさせてもらいました。そういうことで、一遍まとめてみたいというふうに思います。

まず1つ目は、物品、多く支出をされておる。しかし、500人あるいは100人と対象に購入

されたこの物品が、作業従事者に本当に公平に支給されているのかどうかということの調査をされたのか。あるいは2つ目は、加守の土地改良区の事業のと地域協議会の事業の区別がはっきりしていないのではないのか。また、実績報告書、先ほど言いましたように、一期目非常に不足をしている。二期目からだいぶましになったとかいうようなことを言われてますけども、支出したものに対する裏づけ、これが欠けてんのではないのかと。それに対して先ほど言いましたように、100パーセントの交付金、大きな金額、毎年支払われてる。こういうことに問題がないのか。あるいは、市内の1店舗のところから、いろんなことが購入されている。領収書が多くついておるというようなことで、疑っては切りがないですけども、例えば議員が所属する人が、あるいは家族の人が経営しておられる、もし店舗であるとしたら、やはり政治倫理に抵触しますし、物品の売買等につきましては政治倫理条例第2条第2項第3号、そういう団体のところに品物を売買するとかそういうようなことは禁じられるというふうなことになるまして、本当に国が定めた補助金適正化法、昭和37年に法制化されたと思うんですが、本当にこの国が定めた補助金適正化法に基づいて支出がきちっとされておったのかいうことを、私はこの葛城市の地域協議会、この際にきちっと調査をして、やはり書類に領収書、写真、きちっとしたものを本当にどこの団体もついとるんかということ、きちっともう一度調査することが非常に大事ではないのか。

たまたま国の直接の会検が入ってないんかどうかわかりませんが、国の会検が入ったとしたら全額返還ですよ。領収書、税務署もこれで通るかもわかりません。しかし会検上、行政の事務の中でいろんな補助金をもらいながら事業やっていく。もちろん現場の写真も大事ですよ。領収書に今言いましたように印紙も張ってない、住所も書いてない、責任者の名前も書いてない。こんな領収書をつけて会検でひっかからん、問題ない、考えられませんよ。ですからやはりきちっと事務をやっていく、この姿勢が、私は先ほど言いましたが特に欠けてるんでないかなというふうに思います。やはり先ほど朝からも質問されました。我々議員の報酬、皆さん方の給料、この原資はどこにあるんやと。やはり皆さんからいただいた税金が原資である。これを絶えず頭に入れて仕事をする必要があるんじゃないかな。そういうようなことを頭に入れとったら、今言うようないわゆる一部に不足する中で交付金を支給する、これはあり得ん話やというふうに私は思っております。

ですから、今言いましたことを本当にもう一度調査をして、あるいは今後どういうふうな考え方で事務をやっていくのかということをお尋ねしていきたい。これは部長にお尋ねしたらええのか、副市長にお尋ねしたらいいのか、私わかりませんが、答弁いただきたいと思っております。

吉村議長 松山副市長。

松山副市長 事前にご通告をいただきました答弁者に市長が入っておりませんので、私の方から市を代表してご答弁申し上げたいと存じます。

まずは、いろんな形での現地の確認の方法がございます。議員の皆さんもご案内のとおり、大きな公共工事につきましてはもちろん検査員が現場に行ってでき上がりの確認検査もいたしまして、確認をするわけがございしますが、そのあたりのそういった事務の中で、今回のよ

うなソフト事業につきまして書類による実績の確認をしておること自体が必ずしも不適切とは考えておりませんが、ご指摘のような疑義が出てまいっておるわけでございますので、そこにつきましては、まず担当課の方で、その交付金の取扱いあるいは領収書の書類の取扱いの妥当性も含めて、場合によったら県庁や国といった関係機関ともご意見をいただきながら、まずは確認をしていくべきと思っておりますので、さように指示をしたいと存じます。

以上でございます。

吉村議長 岡本君。

岡本議員 副市長の方から、丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

参考でございますけども、今、全国で、数多くの地域協議会が設立されて活動されておるというところがございます。しかし、全国的に大きな問題になってないかもわからんけど、なりつつある。一部で、不正が行われて摘発もされております。一例を挙げますと、佐賀県の上峰町、10年間にわたって不正が行われました。現在、詐欺罪で正副会長、幹事が行政から告訴されておること私も聞いておりますし、そういう情報誌に載っております。こういうことがある、葛城市にあるとは私は言うてませんが、こういうことにならないように、やはりみんながいろんなことを頭に入れながら、今後適切に処理していただくことをお願いをして、質問を終わっていきたいと思います。本当にありがとうございます。

吉村議長 岡本吉司君の発言を終結いたします。

次に、1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。

市民の皆様に軸足を置いた是々非々の立場でしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

私からは2点ございます。1点目は公園整備について。2点目は児童虐待、育児放棄対策について質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。よろしく願い申し上げます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、よろしく願い申し上げます。

1点目は、葛城市の公園整備について質問させていただきます。葛城市は恵まれた自然があり、若干の人口増加傾向とともに子どもたちがふえてきております。子どもたちの成長過程の中で遊び場である公園施設は重要だと私は考えております。しかしながら、時代の変化とともに、市民の皆様が求めるニーズ、満足度も変化してきていると思われまます。遊ぶ、運動、健康、防災と多角的な観点からも公園整備、今後の公園づくりのあり方について考えていかなければならないと思います。市民の皆様からは、近所の公園は草が多くて子どもたちが遊べない、魅力的な公園、具体的にはプラスチック遊具、ハイブリッド遊具などをつくってほしいなどの声を直接お聞きいたします。しかしながら、現在、葛城市の公園では遊具の

老朽化、風化または腐食している状況だと思います。そこでまずは、葛城市の児童公園、屋敷山公園、山麓公園など公園管理の現状と改修状況をお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。よろしくお願いたします。ただいまの杉本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、公園の概要でございますが、葛城市の公園につきましては、現在、葛城市都市公園条例で15公園、公園条例として41公園を設置制定いたしております。これらの公園に設置されております遊具等の点検につきましては、昨年度までは2年から3年に1度の割合で点検を行ってきたところでございます。今年度より、都市公園法の管理基準の中で改正が行われまして、1年に1回遊具の点検を実施することを基本とする技術的基準が定められましたことによりまして、遊具等の設置されております43の公園につきましては、都市整備部の方で点検を行っていくこととなりました。例年、点検を行った結果に基づきまして、次年度に修繕、改修等を実施しているところでございます。今年度修繕を行います6つの公園の遊具、ブランコ、滑り台、鉄棒、ベンチなどにつきましては、使用禁止の措置をとっておるところでございます。公園として設置条例で定めているもの以外に、大字または住宅開発等で設置された公園が36公園ございますが、そこに設置されております遊具等につきましては、各大字にて管理をいただいているのが現状でございます。都市公園のうち、山麓公園、屋敷山公園につきましては、それぞれの担当部署より報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

吉村議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いたします。私の方から山麓公園の状況についてご説明の方を申し上げます。

山麓公園の遊具につきましては、ブランコ、ロープウエー、ローラー滑り台、木製遊具の大小、砂場とございます。点検の方につきましては、毎年業者委託により実施し、安全面における総合判定の方を行っております。また、劣化しております遊具の修繕時期や内容について報告を受け、急を要する場合につきましては、ロープや張り紙で使用不可としておるのが現状でございます。当該年度で修理が可能なものにつきましてははすぐに対応し、大規模改修が必要な場合は、翌年度に予算措置をし対応させていただきます。現在、使用禁止となっておりますものにつきましてはブランコで、本年度の対応を進めておるところでございます。また、公園緑化管理委託をしておりますシルバー人材センターにおきましても、遊具の見守りをお願いし、報告をいただき、軽微なものについては対応いただいておりますのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。私の方からは屋敷山公園の状況についてご説明いたします。

屋敷山公園の遊具につきましては、4連ブランコ、丸太渡り、造形置き型遊具のテントウ

ムシ、カバ、タヌキ、リス、スプリング遊具のリス、カメ、3連鉄棒、波型ラダー、太鼓橋、滑り台、砂場でございます。遊具の点検につきましては、屋敷山公園も同じように毎年業者委託により実施し、点検結果で使用に支障があると判断された遊具につきましては順次修理を行っております。また、毎月公民館職員が目視等により点検し、不具合箇所については随時対応してるところでございます。平成29年度の修理につきましては、スプリング遊具2台と波型ラダーの移設を行いました。現在使用中止となっている遊具はございません。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 しっかり管理されてるといふことなんですけども、使用不可の遊具については、市民の皆様からお声をいただいておりますので、早急に対応していただいて、よろしくお願ひいたします。

それでは、市民の皆さんの方々から、児童公園の遊具を直してほしいとか、草刈りを定期的にしてほしいなどという声を私聞くんですけども、市民の皆様からはどのような要望が市に来ているのでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの杉本議員のご質問でございます。

草刈り等につきましては、随時行っておるところでございます。現在のところ、遊具等につきましてはの各大字からの要望は現在提出されていないところでございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 ここに、葛城市児童公園施設整備事業補助金交付要綱というのがあるんですけども、これは、公園遊具の設置及び改修対象に補助が受けれるみたいなんですけども、この補助はどのような補助なんでしょうか。その流れ等をお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 補助金の制度のことでございます。先ほど申しましたように、大字等で管理いただいております公園の整備等に際する補助金につきましては、葛城市児童公園施設整備事業補助金交付要綱に基づきまして、児童に健全な遊び場を与え、その健康を図り児童公園の施設及び設備等の整備事業を実施する大字に対し、予算の範囲内で交付するものでございます。補助金の対象となる事業につきましては、遊具、用地造成、危険防止柵、便所、用地借上料となっております。補助金の額及び補助率でございますが、遊具につきましては事業費60万円を限度といたしまして事業費の2分の1を補助させていただくものでございます。これらにつきましては、各大字からの要望に基づき実施させていただいておりますのが現状でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。大字からの要望が来て、動き出すということですね。わかりました。

それでは次に、お隣の大和高田市の公園では、公園施設長寿命化計画によって児童公園にもプラスチック遊具、ハイブリッド遊具など新しい遊具をつくったとお聞きしておりますけれども、葛城市ではこの公園施設長寿命化計画はどうなっているのかお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 長寿命化計画とその計画内容でございます。まず、長寿命化計画の内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

公園施設長寿命化計画につきましては、公園施設について今後進展する老朽化に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全型管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みを推進するため、公園施設長寿命化計画を策定し、適切な点検、維持補修等による既存ストックの計画的な改築、更新を行うことを目的としております。対象公園施設における整備当初からの維持保全費用、長寿命化対策費用を勘案し、長寿命化対策をした場合と、長寿命化対策をしない場合の計画期間内の総費用及び単年度当たりのライフサイクルコスト縮減額を算出し、予算の平準化等の視点を加味して、年次計画の調整を行うものでございます。この計画に基づき、以降の公園施設長寿命化対策支援事業につなげることで、日常点検等を計画的に行うことにより、今まで以上に安全・安心な公園管理を行えるようにしていく計画でございます。

計画策定は本市におきましては、平成28年度に新町運動公園、屋敷山公園の策定を行っております。また今年度、山麓公園の計画策定を行う予定でございます。支援事業につきましては今年度、新町公園スタンド管理棟建築設計業務等を実施いたすものでございます。この事業に対する国の交付金は、公園施設の更新に要する費用の2分の1となっておりますのでございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 例えば、今ある遊具や屋敷山公園の噴水の改築にも2分の1の補助金が出ると理解してよろしいでしょうか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 公園の支援事業につきましては、計画を策定いたしましたものを年次的に前年度に補助要望をし、交付金のついたものから順次行っていくというのがこの事業でございます。ですから、その中にあります園路とかフェンス、既存のものをそのまま更新する、更新についてのみ補助の対象になるということでございます。噴水とかも対象になるわけですが、現在ある噴水を例えば倍以上のものにするとかという場合については対象となりません。遊具につきましては、最近はいろんなものが出ておりますので、その1件1件については関係機関と調整をしながら補助の対象になるか、ならないかということも判断させていただいて、行っていかなければならないのかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 ちょっと話を変えまして、最近プラスチック遊具、FRP遊具というんですか、使用し

た遊具をよく見かけます。滑り台でも、曲がった滑り台ができたり、安全面で機能面でもすぐれているとお聞きしておりますけども、このハイブリッド遊具、プラスチック遊具について部長のご意見をお聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 私の私見という観点でお答えをさせていただきたいと思います。

近年、遊具の安全性というものを非常に考慮したプラスチック製のFRP製のものが採用されているところがあるようでございます。私も先日インターネットで検索をして、いろいろと拝見をいたしました。単体の遊具から大型の複合遊具までさまざまなものがありまして、美観とか機能面においては、大変すぐれているように思います。また耐久性につきましても、現在のものと遜色のないような記載となっておりますが、中の詳細を見ますと金具やチェーンなどの部品については、3年から5年くらいで交換が必要であったりとか、費用面におきましては従来のもよりかは割高なような感じを受けておるところでございます。現在の遊具につきましては、従来型のもの、またプラスチック製遊具等につきましても、ほとんど区別がわかりにくくなってきておりますし、さまざまな種類のものが出ておるのかなと感じております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 私、市民の皆様から、プラスチック遊具、ハイブリッド遊具がある他市まで行って遊んでいるんだと、葛城市にもちょっとつくってほしいという声を本当によく聞くんです。やはり大和高田市の公園とか行って、見たら、やっぱり見た目もいいですし、安全面、機能面もいいと思われまので、ぜひよろしくお願ひします。先ほども答弁いただきましたけども、いろいろな補助金を利用していただいて魅力ある公園づくりを目指していただきたいです。噴水にも補助金が乗るとのことなので、屋敷山公園の噴水を、例えばテレビでよく見かける、下から噴水が出てきて子どもたちが遊ぶような、ああいう魅力的な、少しでも魅力的な公園をつくっていただきたいです。

私、インターネットなどで子どもたちが遊べる公園と調べていろいろ関西の公園を見てきましたけども、どこの公園も魅力的で、例えば、近くで言うと、広陵町の竹取公園ですか、遊具もすごく大きくて、噴水もすごい大きい噴水があって、たくさん子どもたちが遊んでいるわけなんです。宇陀市の榛原子供のもり公園も行ってきましたし、京都梅小路公園、花園中央公園などすごい魅力的な公園がたくさんありました。管理が違うと言われたらそれまでなんですけども、やはり魅力ある公園には、駐車場にすごい他府県のナンバーが多くて、いろんな方々が来ているなと思われま。このように、市内、市外からの方々が少しでも多く訪れる、魅力ある公園づくりへの今後の取り組みを最後に市長にお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 公園にはいろんな種類の公園があるというのはご理解いただいているとおりでございまして、遊具の危険性につきましては、もう10年くらい前になりますか、ある小学校で保護者の

方々がつくられた木製の遊具が折れたとか、腐ったとかいう話で、子どもたちがけがしたというのが話題になりまして、その当時私議員させてもうてて、これ一定の期間でやはり、高度成長期にほかの公園でも金属製のやつも含めまして、耐用年数って遊具にもあるはずなんですよというお話をしたんです。それで順次検査とか、更新をすべきではないかという話をさせていただきまして、もうその気持ちは全く変わってないんです。ですから、遊具につきましては随時、年次を打ってその状況を見て、変えていきなさいという話をしています。それに伴っての計画を、補助金をもらえるものはもらってくださいよという話をしておりますので、遊具につきましては順次変わっていくとは思いますが。

それとあと、議員ご指摘の、私も竹取公園、子どもを連れてですからもうかれこれ20年から前になりますが、行ったことがあります。一緒にスライダー乗ってこけて滑った記憶がありますんで、覚えてますけども、その公園全てをとということではないやろうと思います。そのメインとなる公園の目的といいますか、趣旨に合ったものでそういうなものが可能であれば、検討はするべきかなとは思いますが。ただ、前提となりますので、やはり市民の皆さんがお使いになるということが前提になりますので、市民の皆さん方がお使いになるのにどうい公園がいいのかなという基準で考えていきたいと思いが。今現在、ふるさと公園におきましては、議員ご指摘のように県外からも来ていただいております。それはやはり、自然を求めた中で来ていただいている皆さんが非常に多いのかなと思いが。大きな公園、葛城市にはふるさと公園、屋敷山公園、山麓公園と3つございが。その中でその公園の持つ目的、どうい公園であるべきかというのは考察をしていきたいなという思いがございが。

以上でございが。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 次に入れていただく遊具はぜひハイブリッド遊具、よろしく願いが。インターネット等で検索したときに魅力ある公園と打ったら、できるだけ上位に来るような魅力ある公園づくり、期待しております。よろしく願いが。1点目は以上で終わらせていただきます。

2点目、次に葛城市の児童虐待、育児放棄の対策について質問させていただきます。

先ほど、奥本議員もおっしゃっておられましたけれども、先日、東京都目黒区で5歳の女の子が虐待を受け死亡した悲しい事件がありました。心痛く皆様も思われたと思いが。私もテレビで見て、このような悲惨な事件はなくすべきだと、心打たれました。児童への虐待は事件が起こってからでは遅くて、何とかできるだけ早く未然に防ぐべきだと私は考えております。これは育児放棄も同じだと思いが。そして、虐待、育児放棄されている子どもたちが最後に頼るのは私たち大人たちであり、行政であると私は考えております。東京都の事件でもなぜ防げなかったのか、児童相談所は何をしていたのかという声が多数出ております。市民の皆様からも、葛城市は本当に大丈夫なのか、心配の声を何件も私のところに来ております。そこで、しっかり対策されていると思いがけれども、葛城市の虐待、育児放棄対策について、東京都の事件を参考にいろいろとお聞きしていきたいと思いが。

まずは、葛城市がどの程度子どもたちを把握できているのかという観点からお聞きしたい

と思います。葛城市で出生から小学校入学までの間、どのように把握しているのか、あと就学前児童の人数をお聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 保健福祉部の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの杉本議員の質問にお答えさせていただきます。

近年では妊娠、出産、育児期の多様な問題やニーズに対し、包括的に切れ目なく支援することが重要視されており、出生以前の妊娠届け出時から支援を始めております。妊娠届け出は、健康増進課で受理し、その際の保健師による個別面接を徹底する中で、妊婦が、妊娠、出産、育児を主体的に受けとめられるように促す工夫を行っております。相談支援や関係機関との連携は、妊娠期から開始することにより、健全な出産と育児に備えております。出生後については、乳幼児家庭全戸訪問事業や新生児訪問事業をこども・若者サポートセンターと健康増進課が行い、全ての乳児のいる家庭を訪問し、乳児の状況はもちろんのこと、母親の悩みや養育環境の把握に努めています。その後は、健康増進課により生後2カ月から3歳半までに計7回の各種健診や教室、また月2回の乳幼児相談等を提供し、継続した把握と子どもの成長に応じた支援を行っております。その間には、子育てサポートとして、子育て福祉課の実施する子育て支援センターでの育児支援やファミリーサポートクラブ、こども・若者サポートセンターが実施する、産前産後ヘルパー事業や、養育訪問、すくすく育児相談など、多様なニーズや養育状況に応じた支援を関係機関が連携しながら継続的に子どもとその家族を支援している状況でございます。それと同時に、保育所、幼稚園に入園されることも多いですので、所属する保育所、幼稚園で状況を把握されます。なお、平成30年4月1日現在の葛城市の0歳から6歳未満の乳幼児は2,175名でした。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 今のお話ですと、3歳半までは健診があるということですね。わかりました。東京都の事件でも、幼稚園をやめて引っ越しして行政の目が届かない状況から、虐待が加速したのではないかという意見があります。体重の変化や虐待の跡など、幼稚園、保育所など行けば変化に気づいてあげれるんですけれども、通われてる児童は目が届くと思うんですけれども、現在3歳半の健診の後、幼稚園、保育所に通われていない、要するに目の届かない児童はどれくらいおられるのかお聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 例年、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長から、居住実態が把握できない児童に関する調査の照会がございます。平成29年6月1日現在で住民登録されている4、5歳児を対象に実施したところ、居住実態の把握ができない児童は1人もおられませんでした。保育所、幼稚園に未就園の児童につきましては11名おられました。

以上。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、その11名の未就園児童に対してはどのように対応されているのか、お聞かせく

ださい。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 家庭相談員が全ての家庭を訪問し、聞き取り調査をいたします。前年度の調査の結果、未就園児は11名おられました。この11名の方につきましては、聞き取り調査の結果、療育施設や会社の託児所等を利用されていることを確認しておりますが、必要に応じ、状況把握のため定期的に確認、また場合によりましては訪問等、連絡をさせていただきます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 全員ちゃんと目の届くように把握されていることですので、安心いたしました。それでは次に、例えば、他府県から葛城市に引っ越してこられた子どもたち、家庭の情報、いろんな情報があると思うんですけど、問題ありそうな家庭、しっかりとヒアリング、引き継ぎされてるんでしょうか、お聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

転入手続に来られた方に、対象となる児童がいる場合は、年齢に応じ、保育所、幼稚園の手続の説明、確認をしています。また、障がいサービスが必要な方がいる場合につきましては、社会福祉課より、前住所地に問い合わせをして対応しております。また、健康増進課からは、健診、予防接種の接種状況の確認をさせていただいております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、その情報の中に問題がありそうな家庭、例えば虐待の可能性があり、注意すべき家庭だという情報が入った場合はどのような対応をされているのでしょうか、お聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 前住所地で虐待進行管理をされていた児童については、県の市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアルにより移管されますので、葛城市での要保護児童対策地域協議会を担当するこども・若者サポートセンターで管理し、所属する保育所、幼稚園、小・中学校などで見守りなど必要な対応をしています。児童相談所にて対応されるべきケースは県をまたいで児童相談所同士で情報のやりとりをすることとなっております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 特に、転入されて問題がある家庭に関しては、目が届きにくいかわからないので、細心の注意をよろしくお願い申し上げます。

次に、虐待、育児放棄を早期発見するためには、近所の方々の協力も必要だと思うのですが、例えば、虐待しているんじゃないかと気づかれた方々が通報してきた場合、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 虐待等の通報があれば、担当者は相談受付表に記入し、緊急受理会議を開催して一時保護の要否など緊急度を判断します。緊急性が高いと判断した場合は、児童相談所に通告、相談しております。子どもの安否確認は平成29年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局より示されました、市町村子ども家庭支援指針により、48時間以内に現認確認することとなっております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 48時間以内というのが、早いのか遅いのかちょっとわからないんですけども、その中でも、特に緊急性がある場合、例えば明らかに殴っているであるとか、真冬に裸で外に出されているとか、そういった通報がある場合はどのように対応されているのか、お聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 特に緊急性がある場合、すなわち、命の危険があると捉えた場合は、子どもの安全確保を最優先するため、警察、児童相談所へ通告し、迅速に対応させていただきます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、現在の児童虐待、育児放棄の現状についてお聞きしたいと思いますけども、子ども・若者サポートセンターでかかっている件数などの情報を、個人情報などわからない程度にお聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 平成29年度に葛城市要保護児童対策地域協議会で管理していたのは、約70件です。この70件については各支援機関が対応するとともに、年に4回の進行管理会議で児童相談所、警察、保健所、教育委員会等関係機関が集まり、情報の共有と支援の方向性の確認をしております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 東京都の事件では、警察と児童相談所がしっかり連携していなかったのではないかという声が出ておりますが、今、答弁をお聞きしている限りでは、葛城市はしっかりと警察とも連携をして対応しているということによろしいでしょうか。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 葛城市では、もちろん警察も児童相談所とも密に連携して、虐待による悲惨な事件を未然に防ぐために、進行管理会議や個別ケース検討会議で情報の共有をしております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 安心いたしました。それでは次に、児童虐待や育児放棄対策で葛城市ならではの他市との違い、対応についてお聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

葛城市では、平成28年度にこども・若者サポートセンターを開設いたしました。こども・若者サポートセンターでは、2つの重要な協議会を担当しております。その1つが、要保護児童対策地域協議会です。こども・若者サポートセンターの職員が、要保護児童対策調整機関担当者研修を受講し、制度管理にも努めております。もう一つが子ども・若者支援地域協議会で、その中には3つの部会、学校不適應部会、障がい支援部会、若者支援部会があります。こども・若者サポートセンターでは、臨床心理士、社会福祉士、保健師、保育士、家庭相談員、教員など専門職を配置し、センターでの相談に応じております。巡回相談などで、心理職などの専門職のスタッフが全ての保育所、幼稚園、小学校、中学校を訪問し、子どもたちをじっくり観察して、直接子どもにかかわる保育士、教員の支援にも当たっております。さらに、児童に加え高齢者、障がい者、DVも含めた虐待等防止ネットワークを設置し、虐待及びDVの防止や早期発見、及び迅速かつ適切な保護を行うとともに、その啓発活動に努めております。また、虐待等防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会、ともに警察を初めとする関係機関をメンバーとして、児童相談所とも連携し、支援の必要な市民のニーズに応えるとともに、虐待の未然防止に努めております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 それでは、そのこども・若者サポートセンターで今抱えている問題点、改善すべき点、そして今後の課題、そして意気込み、思いをお聞かせください。

吉村議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 現在のこども・若者サポートセンターで抱えている相談件数は、先ほどもお答えさせていただきましたとおり約70件です。センターのスタッフは管理職3名を含め、正職員が4名、専門職、事務職の嘱託職員が5名、家庭相談員、心理職は短時間の非常勤職員で9名が勤務しております。現在抱えている件数をこのスタッフで対応できているのは、ほとんど全て人生経験豊富なベテランの方々であるからだと思います。問題点と考えるのは、現在のベテランスタッフの支援のノウハウを引き継ぐための専門職の若手職員が配置されていないことだと考えております。またそれに加え、奈良県には虐待を受けた子どもに対する心理治療、支援を行う児童心理治療施設がありません。葛城市では虐待をした親への支援は心理士、家庭相談員が相談に応じていますが、虐待を受け心理的に問題を抱えた子どもへの治療的支援は十分ではありません。スタッフを充実させることで子どもへの支援についても考えていかなければならないことと考えております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 虐待を受けた子どもの支援が課題ということです。人材不足などの問題はありますけれども、虐待を受けた子どもたちのケアはその後の人生にも大きく影響すると思いますので、今後、対応を引き続きよろしく願いいたします。しかしながら、児童虐待、育児放棄、しっかり対策、対応されていて、安心いたしました。これからもしっかりとよろしく願いいたします。

それでは最後に市長に、児童虐待、育児放棄対策、市長の思いを、お考えをお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 東京都目黒区の5歳の女の子が亡くなってしまったことを契機に、議員がご質問いただいた趣旨、よくわかります。その5歳の女の子が大学ノートに平仮名ばかりで文章を書かれて、それを読んだときに涙がとまらなくて、やり場がなくて、その思いというのはずっと思い出すたびに込み上げてきます。ただ、具体的な内容は、マスコミ等で報道されておりますので、あれなんですけども、情報がまだマスコミからの情報だけですので、まず精査をする必要があると思えます。東京の事象が葛城市で当てはまるのか、当てはまらないのか、それと、もし何かその中で欠落しているようなことが葛城市であるのであれば、それをどう補足するのかという具体的な作業に入るように指示をしております。それで、このやり場のない悲しみをどうすればというときに、ふと聞こえた言葉が、「そんな子いてたら、私育てたる」という言葉を聞いたときに、ほっと心が、その方向性が見えたような気がしたんです。それで、そういう子どもたちがいたら当然そういう施設とか、制度はあるんですよ。あるんですけども覚悟として、そういう覚悟を持って対応するということが必要でないかなと思えます。当然自分が育てることができなくても、それが葛城市の子であれば、葛城市で育てるんだという、そういう覚悟を持って対応するということが必要やと思えます。また、これから検証作業に入って、実際に具体的にどのような対応ができるのかということは考えていきたいと思えますので、また具体的な対応は原課の方でこれから検討されると思っております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 熱い思いをありがとうございます。今市長もおっしゃったんですけども、私が考え得ることを今ちょっとお聞きさせていただいたんですけども、皆さんもいろんな知恵を出して、こういうことはないかということ、少しずつでも前向きに捉えて対応していただきたいと思います。少し、ちょっと言い方悪いかもわかりませんが、この事件を機にできることというのは、今虐待を受けている子どもたちをいち早く救うことだと考えます。最初にも申しあげましたけれども、児童虐待、育児放棄での事件というのは起こってからでは遅く、何とか早期に見つけない、しっかり対応していただきたいと思えます。いろいろお聞きしましたが、職員の方々すごい一生懸命やっていたのがわかり、安心もしましたが、引き続き気を抜くことなく、更に葛城市の子どもたちが安心して生活できるようお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後3時25分

吉村議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

最後に、12番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 ただいま議長からお許しをいただきました。議長の言葉にありましたように、最後でございます。皆さんも頑張ってください、私も頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

2点ございます。1点は、昨年9月議会、そしてまた12月議会、3月議会とずっと学校給食について問題提起をしてみました。そのことの総括的なところへ次のまた一歩進みたいということで、学校給食のあり方と改革についてということで質問をさせていただきたいというふうに思います。2点目ですけども、私自身の勝手なこだわりかわからないですけども、平成が終わっちゃう。きょう6月21日ですけども、もう平成の6月21日はこれが最後でございます。来年のきょうは新しい元号になっていると、そんなことの思いから元号が変わる、このことについて、市長並びに市はどのようにお考えなのかというところをお尋ねをしてみたいと思います。

一問一答制で質問席より質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、演台の方でも言いましたけども、この3回連続して学校給食のことについて述べてまいりました。おさらいをしていると、そのしゃべるだけでもだいぶ時間がかかるわけでございますけども、昨年9月からご飯の炊飯というものを大阪の方の会社に委託をされたら、そういったところから問題を提起してまいりました。思い出していただければ、その契約書、ヒノヒカリが片仮名でなく漢字になってるやないかということで訂正をしていただいたことも、懐かしい思い出となっております。また、皆さん方、教育長も知らなかったけども、お米、奈良県給食会という存在、また給食会から送られてくるビタミン強化米ということではなくなりました。一歩進んだなと思うのは、お米の中にサプリメント的に入れられたビタミンを今度葛城市では、学校給食センターでおかずの中でそれを補うんだと、こういうことを明言をしていただいた。一時的にはそのことでそれが変わったことにより、栄養の低下ということも、1、2カ月、3カ月ですか、ございましたけども、そういったこの改革ということは、私もこうして何度も何度もお話をさせてもらってる中で、心の中ではやっぱり少しずつ変わってきてるんだなということで喜んでる部分もございます。しかしながら、3月の定例議会、平成30年度の学校給食会計につきましては、まだまだこれから言わんなんことございます、ということをおし添えて反対の討論をさせていただいております。学校給食やめると、そんな意味で反対したものでもございませぬ。今申し上げるように、まだまだ私の方で市民の声を伝えなければならぬ、改革をしていかなければならぬということで、反対をさせてもらいました。その反対理由4つを大きく振り返ってみたいというふうに思います。4つのことを申し上げて私は反対をさせてもらった。

1つは、やはり大阪の業者に奈良県で唯一、これは市町村の単独でできることですからそれが法的にだめやと、そういうことではないわけでございますけども、昨今の中で奈良県でもほかにはない、大阪の業者さんに委託した。ここは奈良県の学校給食会、また大阪府の学校

給食会の指定業者でもない。これはやはり問題であろうかと、市民の納得、協議も必要であろうかということをやらずに進めたということについては1点目として指摘をさせてもらったところでございます。2点目は、大阪の方に行ったけども例えば安くなってるとか、これのきっかけとなりました異物混入が大きく減ったとか、何らかメリットがあるのであれば、それはよしとするけども、まだメリットが見つからないではないかと。そんな中で、費用も備品として約900万円も出された。このことも指摘もさせてもらいました。3点目ですけども、給食センターを建設するときに、やはり学校給食センターというのは災害時、この間も大阪北部の方で地震が揺れましたけども、もっと大きな災害時のときには学校給食センターというものが、その災害場所、避難場所にいわゆる食料を供給する、こんな役目をしなければならない。文部科学省からも東日本大震災の反省を踏まえて通達、連絡が出てる。こういったところも遠くへ行ってしまうと問題じゃないかと。4つ目、最後に私が申し上げたのは、おいしい給食にしなければならない。しかしながら、パン1つをとってみても、それまでは当日朝から焼いたパンを子どもたちに食べていただいていた。それが前日焼きという形、前の日の晩に焼くというやつですね。ここでやはりおいしさの違いというものが出てくるということも言えます。また、冒頭に申し上げましたとおり、ご飯は県内の業者さんじゃなくて、八尾になるわけですけども、やはりこの間、たとえ30分かかるんですか、40分かかるんですか、にしても、できたてのご飯というもの、できたてはできたてですけども、たとえ何十分の差でも、その分はよくなったか、悪くなったかという、やはりできたてからちょっとは遅くなってるということが言える。

こういったことを反対討論の理由としてさせてもらった。それを述べて、今後葛城市の学校給食を改革していかなければならないということをし添えて終わってるわけです。その続きとして、きょうこうして、また一般質問の機会の中で、この話というものを進めさせていただきたいとこのように考えておるところでございます。

私は、今まで言うてたようなことは、とりあえずそういうことはおいといて、これからどのように学校給食を変えていかなあかんやろかというところに注目をしてまいりたい、このように思います。そのためには私は、学校給食をもっともっとおいしくする、そして給食そのものを楽しくする、こういったことで学校の問題、いわゆる、不登校とかいじめとかの解消の1つの要因になるのではないかと。このことについては、最後に教育長にお答えをいただきたいとこのように思っておるところでございます。そのために、幾つか質問というのを通告しておりますので、まず、それに従いましてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、今申し上げているように、いわゆる学校での問題点でよく言われる不登校、これって葛城市ってどういう状況にあるのか、どんな位置づけにあるのかです。特に中学校の不登校というのは、全国的に小学校に比べて大幅に高いと、このように言われているところでございます。通告させていただいてるのは、ここ5年間程度で結構ですので、葛城市内の中学校の不登校の状況はどうやねんと、それは県とか国と比較したらどうなんだということをまずお教えいただきたいとします。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市内中学校の不登校生徒の人数でございます。平成25年度は40人、平成26年度は34人、平成27年度は31人、平成28年度は22人、平成29年度は17人でございます。過去5年間の推移を見ても減少傾向でございます。奈良県や全国との比較におきましては、人数的には年度ごとのばらつきはあるものの、ほぼ大差のない状況でございます。推移につきましては、奈良県は本市と同様に微減という傾向でございます。全国では微増傾向となっております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 私が聞き間違っていたら申しわけないんですけども、中学校の話ですね、平成25年度は40人、平成26年度34人、平成27年度31人、平成28年度22人、平成29年度は17人とおっしゃった。これ非常に、すばらしく減らされてると、減少傾向にあるというふうに思います。中学校の不登校率というのは、直近が私見てるのが平成27年度、平成28年度ぐらいですけども、全国的に見ると2.5%から3%くらいやとこのように言われています。その年によって変化はあるようでございますけども、葛城市の中学校、ざっくり言うと、新庄中学校、白鳳中学校、合計で約1,000人。1,000人の2.5%から3%の間が全国的、奈良県の平均やとすれば、40人とかいう数字はかなり多かったときがあった。これは葛城市はこれは多かったということが1つは言えると思います。その中で17人に、平成29年度改善されてる、非常にすばらしい。安心のできる数字であろうかというふうに思います。私、不登校についてお尋ねしてるんじゃないんですけど、ちょっと興味がありますので、17人になった。今17人ですけども、これ中学校の数字ですけど、小学校、中学校全部で7校あるわけです。平成29年度、昨年度の直近のこの改革、改善された小学校、中学校、学校別にちょっと教えていただけないでしょうか。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 平成29年度の小学校につきましては、新庄小学校が1人、忍海小学校が1人、磐城小学校が1人の合計3人でございます。中学校につきましては、新庄中学校が3人、白鳳中学校が14人の合計17人となっております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 余りここで時間とりたくないんですけど、いろんなことが要因でご努力もされた結果であろうかと思うことは思うんですが、余りにもよ過ぎるんですよ。新庄北小学校とか當麻小学校は平成29年度、不登校と言われる方がおられないと、こういうことですよ。また、こういうことについては今後別個の方向から調べてまいりたいと思うわけでございますけども、中学校が、冒頭に聞いた中学校が17人まで減った。4、5年前まで40人もいたのが17人。1.7%ですね。先ほど申し上げたように、3%近くが全国の平均とすれば、かなりの改

善を図られている。ここで、もうお尋ねして答えを求めないですけども、もしかすると委員会等で調べれるんだったら調べておいていただきたいですけども、この不登校という概念、これは年間で30日以上休んで、かついろんな要因があるかと思います。私なりに入手している中学校の30日以上休んだ子というのは、白鳳中学校も新庄中学校もほぼ同じくらいの数だというふうに聞き及んでおります。それが、中学校では17人、新庄中学校3人で白鳳中学校14人。ここを、この場では無理ですからちょっと今お聞きしてると私が聞いているのと違うし、これだけの差ということになればやっぱり分析も必要であろうかと思しますので、これは次の課題にしておきたいなというふうに思います。

次に、不登校のお話をさせていただいた次に、給食に戻るんですけども、昨日、内野議員から食品ロスでしたっけ、食品ロスということでそういったこと、給食も踏まえて食費のロスを減らしていこうという運動をされてる、全国的に展開もされてる部分がございます。給食の食べ残しはどのような状況にあるかということについて、お尋ねをしたい、このように思います。幾ら栄養士さんが一生懸命考えたり、努力してくださいよということで、いろんな努力をしていただいているけども、これ食べての話ですね。子どもたち、私も自分の子どもが今年の3月まで中学校におったわけですけども、親というのは、確かに給食のプリントのようなものもらって帰って、これだけのものを食べてんなと思いますけども、食べ残してたら何してんのかわかんない。こういうことが言えると思います。その食べ残しに注目するのが、非常に大事であろうかこのように思うわけでございますけども、今の給食残渣というんですか、これをどのような状況で把握されておられるのか、どれくらいあるのか、お答えを求めたいと思います。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまのご質問の、給食の残渣についてでございますが、昨日も吉川教育委員会理事がお答えさせてもらっておりますが、調理の残渣も含んだ数値となっております、平成28年度は年間27.09トン、1日平均にして約150キログラム、平成29年度は年間23.97トン、1日平均にして約133キログラムとなっております。また、ご飯については業者直接回収のため、含まれておりません。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 私も、何度も何度もこの給食の話は奥が深いなと自分自身で感じているんですけども、給食を提供していて、いろんなことを考えておられる。しかし、食べ残しがどんだけあるかというのを正確にはかかっていない。私はこれは矛盾があると思います。職員、学校側としても、提供する方としても、これはきちっと把握をされて、その上で今の状況はどうなんだということを把握しないと、これだけのものを提供してますねんというのを、保護者の方、子どもさんに持って帰らせてやられてると。ここに私は1つの問題があるかと思うんです。今後、いわゆる今言わはった給食の残渣というのは、これは子どもたちのために食べ残しが何ぼやということで、求められた数字ではなくて、給食残渣そのものを業者さんに渡すので、手数料を払ってそれを処分してもらってるわけですよ。だから、料理の中で余ったものも、

子どもの食べ残しも一緒くたになった数字ということですよ。この前も、内野議員のところで答弁されてましたけど。私は、これは給食のという立場からいうと、今まで言ってきた中でいうと、非常にあかんと思ってます。改めてください。給食の食べ残し、子どもたちがどれだけ食べ残したかと、もう時間がないから言わないですけども、そういう統計は文部科学省でもとられてます。ただし、そこには注意書きがしてある。これは回答を得た学校、市町村のみの回答ですというのが出てます、文部科学省のところで調べると。葛城市はそこには参加してないということですよ。これは変えてもらわなあかん。答弁を求めたいと思います。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 調理時のときの残渣につきましては、今後はきっちり確認をいたしまして、学校で残った残渣と分けて、できるだけ正確に把握できる形をとっていきたくて考えております。また、ご飯につきましても、業者の方をお願いをいたしまして、月に数回程度確認をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。強く言えばよい答えが返ってきたなと満足してるんですけど。こんなん普通に考えて当然の話やと思います。今これ聞いておられる人からいうと、そんなことができていなかったと思われる保護者の方もあろうと思います。でも、してなかったのは仕方がないので、これからはきちっとしていただきたい。私が問題にしてる大阪八尾市からご飯を入れている、その業者さんにもその話をしてもらってると。今、月に数回とおっしゃったけども、そら毎日してくれへんかもわかんない。でも、やっぱり週に1回やったら週に1回してもらって、平均的にはこれくらいの残渣があるということは出して、私はこれも公表したらよいかと思います。給食というものをもっと市民の方、保護者の方に注目してもらって変えていかなあかんねんから。それはお願いしときます。

続いて、給食費に反映されているかと思うんですけども、材料の価格です。給食をよいものを出そうと思えば、お金もかかってくる。これは当たり前の話やと思います。とりあえず、葛城市の材料費というものがこれも平均というものがあるのかないのかわからないけども、葛城市の給食の材料は予算的に高いのか、中ぐらいなのか、いや余り使ってないのか。その辺、県との比較、国との比較、できるのであれば、病院とか刑務所なり、公のところから給食を出されているとこの比較とかをしてもらって、今の位置というのはどんなものか、お示しいただきたいなと思います。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

平成29年度の本市の学校給食における1食当たりの原価、中学校ベースでは約296円でございます。また、国及び県の中学校ベースの平均単価でございますが、米飯、パンの提供回数等自治体により異なることから、一概に比較は難しいかと思っておりますが、県が288円、国が289円となっております。なお、病院の原価は平均して約250円程度、刑務所の原価は1日3食分の平均でございますが約500円程度と伺っております。このような状況から、本市

の学校給食における1食当たりの原価につきましては、ほかの給食と比較をしましても標準的な価格であると考えております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 学校給食というのは、またそもそも論になりますけども、本当に市町村に任された分野ということです。しかし、今のお答え、総論としてお答えいただいたように、まあ一般的な金額です。ちょっと高いですけども、余り言うたら気分を害されたらあきませんので、やっぱり米、お米が遠いところから入れてますから、この分でも若干高いところがある。そうすると、給食費というのは県、国ほぼ平均並みなところで材料を使ってつくられているなどこのように思っております。

ここで、教育長に少しお尋ね、ご意見を求めておきたいなど、それを求めて次に行きたいなど思うんですけども、私は、この前の3月議会のときに、副市長と教育長に最後で時間なかったんですけども、就任されてこの1年間で、葛城市どのように感じておられるか感想というんですか、葛城市への思いというものをお話してくださいと、このように質問させていただきました。議会だよりも載せさせてもらったわけでございますけども、そのとき、教育長どのようにお答えになってるかといいますと、教育施策、教育そのものの重要視は過去から継続され、教育のまち葛城市と胸を張っていいと、このようにお答えされている。私はこれは、本当に正しい判断で、この葛城市で30年間教員をやってきた。最後は私の母校でもある新庄小学校の校長もされて、私の子どももお世話になったのもよく覚えている。教育長の立場として、教育に関して自信を持っていい、胸を張っていいとこういうふうにおっしゃられている。そこで、今の給食、今回だけと違って、学校給食について胸を張れる状況かどうか、ここでお尋ねしておきたいというふうに思います。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

事前のご相談のときにも自信があるのかということで、おまえ答えよということやったんですけど、どう答えたらいいかわかりませんが、葛城市の給食も先ほど議員の方から、昨年度来からご指摘いただいている点、さまざまな問題点が出てきておりますが、これは全く私の個人的な感想ですけれども、葛城市の給食はおいしかったと、30年間、体のここら辺までくらは学校給食だというふうに思います。その給食、本当に過去からとってもおいしかった気もします。でも、教育長に就任させていただいてから、さまざまな不安、不満、安心・安全のあたりで、ごたごたとなっていて、その辺で保護者の方の満足も十分得ることができなかった。ただし、先ほど業者は大阪にしたやないかと、これはありますが、そのことによって安全・安心に関しては、保護者の方の気持ちも相当変わることができたのではないかと、いうふうに思います。また実際に自分で給食センターも見せていただき、それから業者の方も見て、それから米の納入業者も見て、安全・安心、そういう面では私は胸を張っていい給食設備、それに基づいてやってるのではないかなと思います。ただし、今問題があるのは、まだ今回も指摘はないようですけども、異物とかに関して子どもが探しよるんです。今も確

かに異物はゼロになっていません。報告も上がってきます。でも、これ異物というのがいまだにあります。本当にだんだん目が悪くなって、どこにあるんというような感じで、そんなにも指摘がある。それをこれからも改善して行って、先ほどおっしゃったおいしく、楽しく、そういうふうな給食につなげていきたいなというふうな感じを持っております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長、どうもありがとうございます。いつも、自分の経験も生かしながら答えていただいております。私、少しやっぱり違う考え方を持っております。これまでの教育長ともいろいろ議論して、その中で教育長はこんなことをおっしゃった。奈良県庁に行って、県の教育長ですか、教育委員会から、葛城市の給食はちょっと異常ちゃうかと、異常に反応してるということをおっしゃってたのかな。そのように言われたと。読み返してみると、教育長も今おっしゃったように、自分食べてるときはそう思わんかってんけども、教育長になるとちょっと違う部分を感じた。私、この何カ月間か考えてみると、ここが問題やと思うんです。何が問題かという、教育長が言わはった、教育そのものには力を確かに入れてる。力の入れ具合が私は、給食に関してちょっと弱いと思うようになりました。これが子どもたちが素直ですから、奈良県内のほかの市町村に出ない、こういう行動に出てると、保護者の方も敏感になられてる。もう一度言いますけど、3月のときに教育に関しては物すごく立派やと、しかし給食に私は少し欠けてるところがあると思う。そのことについて、また今後話をさせていただきたいなと思いますけども、ここに原因があるんじゃないかなどこのように考えているところでございます。

次、続いてまいりたいと思います。同じことばかり言うてるかわからないですけども、東日本大震災、学校給食センターが食料の供給に大きな役割になって、文部科学省もそういう通知を出された。この前の反対討論でもそれを申し上げた。この先日、近畿でも地震があった。これからいつ起こるかわからないということですね。その中で、今、大きな災害があれば確かに自衛隊も来てくれるし、いろんなことが言えると思います。しかし、学校給食センターもセンターのつくるご飯と、こういったこともやっぱりやらんなんときが出てくるときもあるかもわからない。それは想定しておかなければならない。私はこのように考えております。例えば、この前の大阪の地震、これでも交通機関がとまってしまう。やっぱり物資輸送もできなくなるかもわからないです。物すごい混雑になってしまう。ここに大きな問題というものが私は、例えば学校給食でそのまま続けるにしても、来てもらえるか、来てもらえないかわからない部分がやっぱりあるであろうと。避難所ができたときにでも、そこへ供給できるかどうかかわからない。こんなことに問題点を感じておるところでございます。だから、県内でやはり私は米を炊く、米を炊いてでき立てのご飯を育ちざかりの子どもたちに食べてもらう、これがほんまの理想であろうかと、このように思っておるわけでございますけども、防災の観点から、まず、こっちへ戻す、近くにする。またそれができへんというのやったら、私やったら、建てないとだめなのか、その設備だけでできんのか、これはわからないですけども、こういったお考えについて答弁お願いしたいというふうに思います。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 私の方から、現在の学校給食センターの運営体制からどのようなものかということで答えさせていただきます。

現在、学校給食センターの運営につきましては、主食のご飯は外部委託で副食のみを調理しております。副食の食材は前日または当日の朝に仕入れをする運用で備蓄をしておらず、新鮮な食材を調理して配送する運営を行っております。災害時における非常食等の対応につきましては、給食センターの被害の状況にもよりますが、施設の稼働が可能で、食材、スタッフの確保ができれば、本市災害対策本部と連携しての対応は可能であると考えております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 いわゆる給食センターっておかずをつくってるわけですよね。私が言おうとしてるのは、おかずをつくるよりもお米、ご飯。やはり炊き出しとかいう言葉があるように、これが例えば御所市でつくってる、近くでつくってるというふうなことであれば、どうにかなるやろうけども、葛城市は大阪で炊いているので、山越えて来なあかん。ここに問題点が私はあると思う。災害といっても、いろいろな災害がありますから、これはわからないですけども、だから設備を導入したらどうかということをお聞きしてるんです。

もっと言ってみると、もう炊飯センターですね、葛城市は奈良県の業者ではだめやと、このような判断を下したわけですね。しかし、今後、市の方から県内の業者さんに資金投入するとか、ほかの手だてを立てるとかすると、県内の業者さんにそういうことを指導もして、人材派遣もしていくとかというのも1つやろうと思う。それもできないと言うのであれば、私は建てるというのも1つの選択肢の中にあってもいいんじゃないかなと、このように思っておりますけども、これについてすぐに、はい建てますわと、それも言えないと思いますけどもどんなお考えなのか、ここで聞いておきたいと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問に答えたいと思います。

まず、理想の給食ということにつきましては、以前にも私、議員のときに申し上げたんですけど、自校式が一番ベストであろうと考え方を持っております。給食をつくっているときのその調理の姿がそのまま子どもたちの目に映る、またその香りも伝わってくる、それと調理して、そのまま各教室に運ばれるという昔ながらの自校方式が一番ベストであると考えております。ただ、もう給食センターをつくるときにその意見は申し上げましたので、給食センターをつくった、それはやはり経費的なものがあるのではないかという判断の中でセンター方式もベターな方式であるという認識でございます。ただ、そのときの議論の中で、米飯はやはり委託業者によって配送を受けるという前提のもとに給食センターを建てております。今回、いろんな米飯に異物混入等が数年ずっといろいろ続いてまいりまして、その対応をとるのですが、なかなかうまくいかない。その中で自前で米飯センターを持ってはどうかという考察もいたしております。

ただ、災害においてどうかということになりますと、6月18日7時58分でしたですか、10

何年前の阪神大震災を思わすような葛城市では震度4。大阪北部ではマグニチュード6.1最大震度が6弱という災害が起きました。その映像が特に被災地である高槻市の映像を見ても、水道管が破裂した、ガスが供給されていない、かろうじて電気だけが供給されているという状況でございます。ライフラインが今回のような活断層地震において被害を受けたとき、その地域の施設そのものが全てライフラインの影響を受けるということでございます。想定される災害等の種類にもよるのですが、今、葛城市でもし一番災害がそのエリアで被災が大きくなるというのは、東南海地震までに起こる活断層地震をやはり県の方も想定しておりますし、葛城市でも想定しているところでございます。それを考えますと、その被災エリアの中で活断層地震の被災があるとすれば、そのライフラインがどのように確保できているのかということを考えますと、ある一定の距離を離れたところで食料というものは供給を受ける方が、ベターではないかという気もいたします。例えばの話ですけども、給食センターでガスで調理しておりますし、水道も当然ありますので、もしライフラインが影響を受けたときには、そちらはやはり被災施設ということになりますので、被災用のおにぎり等の仮にそれを提供するような施設にしても、供給ができない可能性の方が高いのではないかと。それを考えますと今ハザップもしくはISOの高得点の業者、八尾市でお世話になっているわけですが、例えばの話、高槻で被害があつて葛城市でもし何らかの援助を求められたときには、給食センターでおにぎりをつくることができるでしょう。逆の場合がございまして、じゃあ葛城市で何かあつたときにライフライン等の影響を受けるという前提に立ちますと、若干なり離れているところで供給を受けるということがやはり防災場面から考えますと、ベターではないかと。今の業者とも何かあつたときの供給を受ける等の約束はしているはずでございますので、その辺は考えられるのではないかと考えております。

基本的に考えますと、やっぱり給食センターといいますのは、その小学校なり幼稚園なり中学校に、日々の給食といいますか、食べ物の供給をするというのが一番の目的でございまして、被災を前提とした議論になりますと、やはりさまざまな観点から考えるべきではないかと。被災専用で米飯給食センターをとということであれば、被災には、やはり被災地のところでない方がいい可能性が高いのではないかなという考え方も持っているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 被災の側面からお尋ねをしているつもりでございましたけども、私自身何遍も申し上げておりますけども、近くから入れると、今の状況になって県内でも炊飯されてる企業ございます。そのことに触れられなかったけども、葛城市はそういう企業ではだめですと。このように言うわけです。だから、今後協定的なものというのは非常に難しいであろうと、奈良県内において。となると、やはりそういったことも考えてはどうかと。これは1つの側面、被災されたという、その部分のために建てよと言うてるんじゃない。それ以外にも、やはり地産地消とかいろんな農業の発展とかも含めて、米を重視していくということも含めて、私は話を進めようと思ったんですけども、今の話によると離れたところの方がええと。離れたところでも私は橿原市とか、大和高田市に離れたところがあつて、やられてるんだったら今の話、

まあそうですねと言うんだけど、大阪の方へ、山を越えていく方がええということで選択されている。このことは疑問に残しながら次に行きたいというふうに思います。

次に、学校給食、これも何度かお話をさせていただいております。学校給食の全国大会というものがございます。これは全国から、私の持つる資料によるとかなりの数、学校給食甲子園というのでしょうか、全国から2,000余りの施設、学校施設から学校給食のいわゆる大会、甲子園ということで全国大会というのがございます。昨年度を見てみますと、奈良県は代表で宇陀市が出られて、全国で準優勝されたというふうなことが言われているわけがございます。このことについても、以前からこういったことについて、目を向けてみてはどうかと、このようなことを申し上げてきましたけども、このことについての今現在のご意見、お答え求めたいと思います。

吉村議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 議員おっしゃっております、学校給食甲子園などの全国大会につきましては、地場産品、地場産物を生かした料理の応募となっております。当センターにおけます現状の地場産物を生かした献立につきましては、まだまだ内容に乏しく、応募以前に、まず地産地消率の向上を推進することを優先にするべきであると考えております。地産地消率の向上を図り、葛城市ならではの地場産物を生かした給食献立を確立させ、それから後にそのような全国大会への参加も視野に入れていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 まだ、そういうところに出るところまで葛城市は及んでいない。まず地産地消というものを確立させてからしかそれは無理ちゃうかと。しかし、全国大会への参加も視野に入れていきたいというお答えでございました。時間の都合もでございます。私なりのこんなんはどうかということを書いて、ご意見を求めたいと思います。今言われている地場産、こういったものを使って、単刀直入にぱっぱっと言いますけども、歴史的なこの葛城市、相撲の発祥のまち、こう言われてるわけです。相撲の発祥の地ということで、例えばですけども年に6回、2カ月に1回ですから6回大相撲が開催される、こんなときに例えば何々部屋風ちゃんとか、塩味、みそ味、しょうゆ味とかいろいろあるわけでしょう。私も味のどこまでは踏み込んでませんけども。中に入れるもんも、野菜を入れて。こういったことで、相撲のまちということで、こんなご提案をさせていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。給食でそういうことができるのかどうかです。これをもってやはり全国の方に向かって、そういうことも視野に入れ、向かっていっていただきたいということで、ご答弁いただきたいというふうに思います。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、議員の方からご意見いただいたことも参考に入れながら、さまざまな献立の工夫の方に生かさせたいというふうに思います。今現在考えてみますと、私の長い間食べた中で途中から、奈良のっぺいというのが葛城市というか新庄町の方の郷土料理だということで出てき

ましたけども、そういうなんと同じように、確におっしゃるように市の方も今、相撲の方にも力を入れておりますし、そんなんも活用できるかどうか。私がするんでしたらここで回答はしますけども、また栄養士とも相談しまして、献立の工夫に役立てられるかどうか、これとともに相談して改善していきたいというふうに思います。まずは先を目指すのではなくて、足元を固めさせてください。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 おっしゃるとおり、基礎ができてないのに言うても無理やと思います。先ほど申し上げたとおり、全国から2千何ぼも出られてる。やっぱり給食に力を入れられてるということですよ。先ほど教育長に、教育というのには力を入れてる、給食はどうか、給食にも入れるとおっしゃったけども、私が言うてんのはもうちょっと入れてあげる。ここのバランスが私は欠けてるから葛城市の状況に陥ってるのやろうかと、私なりにですけども、こういうふうに判断しております。給食に関してもっと力を入れてあげてください。これも、この学校給食甲子園、全国からいろいろ出られてるところも、電話をしていろんなことを聞きました。やはり、熱心にやられてる。共通してあったのは、やはり値段的にはもう変わらないです。やはり同じような値段で皆、工夫をしている状況やなというふうに思います。その中で共通したのは何かというと、給食に物すごい力を入れられているところは、パン食をもうやめましたとか、月1回とか2回にしましたと言われてます。世の中が米飯食に進んでいるのかなと、私なりに感じました。そういった意味からもまた逆戻りして申しわけないけども、お米の方、市長、またいろいろとお考えいただいたらと思います。

最後に、冒頭に申し上げましたけども、給食を変えることで私はやっぱりおいしいものを食べて、おいしいと言って怒る人もいてない。おいしいものを食べると笑顔もこぼれるし、やはり楽しくなるわけです。学校でいろんな問題が起こっている。不登校、いじめ、暴力、いろんな問題があるかと思えます。しかし、給食の中でコミュニケーションをそうやってやって、おいしいものを食べて、やはりいい雰囲気づくりできるであろうというふうに思います。ややもすると、学校にはよう行かんねんけど、給食だけでも食べに行くねんというようなことで、改善ができたらいいなとか思うんですけども、ただ私が言ってるのではなく、そういったことをおっしゃっている本を読んだこともございます。その辺で、学校給食に力を入れると、またそのことによって学校のそういったことも改善していく。もっと言っていけば、私はそれによって、阿古市長は、給食はそのまちそのまちでと、まちも変えていくというところまで、きょうはもう時間ないから言わないですけども、そこまで持っていきたいなと思うんですけど、学校を変えていく、それだけで変わらない。しかし、その一因となると、私はそう思ってるんですけど、教育長のご答弁をいただきたいと思えます。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 杉澤でございます。

不登校とかいじめとか暴力とか、もう給食をうまくしたらなくなるのと違うかと、教育長の意見を言えと言われて、うーんとだいぶ考えました。そうですね。一助となる、これは

もう確かだと思えます。だから、栄養のバランスのとれたものを提供して、楽しい給食、楽しい時間を過ごさせることによって学校生活を改善させていくと、こういう方向は議員のおっしゃるとおりだと思いますので、そちらの方を目指したいと思えます。そして、勉強の中でいじめ、非行、暴力が給食を変えたらなくなり、優秀校になったというような本も出ていくようにございますので、こんなんもちょっと勉強もさせていただきます。それぞれの各問題に関しては、また、その問題に対して教育委員会として必死に取り組んでいきたいというふうに思えます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長からいいお答え、私と同じ考え方があると、そのように取り組んでまいりたいということももらいましたので、次の方に行きたいと思えます。

次、誰もが知っている、あと10カ月余りで平成が終わるんです。私の子どもも高校へ4月から行くようになって、6月号という高校生新聞を読んでいるのを見てたら、ここにも、平成が終わる、新元号はどう決まるのかと、そんなことが載せられています。カレンダーがなかなかつくりにくいとか、何という時代になるんだろうと、それは高校生なりに書かれていますけども、自治体、企業はかなり困惑しているというのがトップに出ております。そういったところで、まず簡単で結構でございますけども、これによって自治体、もう1年もないわけですね。事務的なところでどうなのかということ、まずお答えを求めておきたいというふうに思えます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、国の動きでございますが、改元日が来年5月1日を予定しております一方、新元号の公表時期をその1カ月前の4月を想定しているとの方針を国は示しております。そのため、国におきましては各省庁のシステムのうち、外部と連携するシステムにつきましては、来年5月1日の改元対応を目指すということを言っておりますが、間に合わない場合は、新元号への切り替え時期をずらすことや、平成と新元号をどちらでも使えるような調整が進められているようにございます。また、運転免許証や住民票、納税、年金の証明書など平成表記が残っていても、トラブルが起きないような対策も講じるとされております。今後、各省庁から準備作業の見通しや課題などが集約されてくる見込みであるとされております。

一方、本市の対応でございますが、情報システムにつきましては、データが西暦になってございますのでシステム自体の改修は要しないものの、ただ、そのデータをもとに印刷する帳票類につきましては、改元対応が必要になるということが想定されてございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 今回私がこういったことを質問に出させていただいた。これは私、誰もが今生きている人、全て初めてのことやと思うんです。何が初めてかということ、元号は明治、大正、昭和、

平成と来たと。今までは、天皇陛下がご逝去されるというようなことで改元するとき、元号が変わるときというのは、自粛ムードというふうにされたわけです。ところが、今度は退位されて新しく皇太子さんが即位されるということで、自粛ムードに反して、いわゆる祝賀ムードですね、このように言われている。この中でもうあと残された時間、市長にお尋ねをしたいわけでございますけども、ちょっと単純過ぎるお話をさせてもうらうかわからないけど、日本人というのはけじめというのは非常に大事にするかなと思います。この元号というの、世界中で使っているのは日本だけとこのように言われてるわけです。これがかわる。若い人なんかは、結婚するのであれば新しい元号になってからとか、子どもは新しい元号のもとで出産をしたいわと、こういうふうなことが言われております。私もそういうことを確かめようと思って、電話でございますけども、国立の社会保障人口問題研究所というところに電話して、お尋ねもしました。ただ、ここの答えは、元号が変わることによる人口増加ということは考えていないということでした。やはり元号が変わるときの方がよいので、そこに集中するであろうと。元号が変わる来年の5月以降、子どもの出産が多くなるであろう、結婚そのものも若干多くなるであろうというふうなことはおっしゃってましたけども、そういったことがよく言われているところでございます。

今私が申し上げて市長にお答えをいただきたいのは、やっぱり「きっしょ」というもの、例えば年が変わるだけでも忘年会があつて新年会があるとか、何かけじめけじめというのは日本人というのは大切にす民族であろうかこのように思っております。やはり皇族の関係もあるからでしょう。なかなかお祝いムード的なところは載らないと思います。ここで、市長いろんなことをお考えなのかどうかということをお尋ねしておきたい。やはり、こういう「きっしょ」でございますので、そのときから何かを始める、また逆に言うと振り返る、平成を振り返る時期にする、こういったこともある。そのときにするんじゃなくて、その1年間くらいかけてですけども。そんな中で、幾つか私が申し上げてきたこととか、思っていることとか、市長との答弁をいただいていること、こんなことをやったらよいのと違うかということちょっと私なりに考えてますので、そのことについてのみでも結構です。また、市長お考えのことあったら教えていただきたいと思う。

市長選挙でめでたく就任されて、すぐに私は12月議会でいわゆる交流事業を進めたらどうやと。市長はそのときに、それはよいことや、私も考えています。これはもう意見が合致して、国内で2つのまちと海外で2つのまちと海外交流ができるように進めてまいりたいと言って、もう6月です。何も急ぐ必要はないと思います。私はこれ、こういうときに、いやできるんやったら12月にすぐにやってくれはったらいいんですけど、数も多いことですから。こういうときにやはり新しい時代とともにスタートしたというようなものが私はあればいいのかなと、こんなふうに思っております。

また、私は表彰制度ということにこだわって、前の市長のときもやし、阿古市長になられてからも、条例で表彰制度があるのに、何でしないのかと申し上げましたが、いまだにされてない。これを機会に、平成の方を何かで表彰するとか、これをまたスタートするとか。歴史博物館で平成を振り返るような何か催しをする。最後に申し上げたいですけども、私自身

自分のリーフレット等にも載せてるんですけど、やはり相撲館というものを、これからもっと売り出していく必要があるかというふうに思っております。魅力を発信していくということで、私も載せているわけですけども。相撲につきましては4月でしたか、あれは舞鶴市でしたね、市長さんがお話しされているときに倒れられて、女性の方が上がられた、問題になった。なかなか女性が土俵に上がるということのできにくいというのが土俵であります。こんなところで女性の方に上っていただく催し、また写真を撮ってもらうだけとか、こういうことを売り出してはどうかなど。もっと進んでいくと、あそこには升席の、小さいですがございます。こういうところで土俵でのブライダルとか、休館日を利用してやるとか。こんなことをいわゆる改元、新しい祝賀ムードの中で何かを始められたらいいのではないかな。また、そういうことをお願いしたいなと思っておりますけども、市長の今のお考えをいただきたいなというふうに思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えしたいと思います。元号が変わることにつきましては、1カ月間、4月30日、一月前ぐらいにこの元号が決まった連絡をいただけるということでございますので、まず行政としては、その元号が変わるに当たってスムーズに移行できることを第一に考えております。その辺の確認はもう実は終わっております。一応西暦でいきますんで、西暦のプログラムの中でそれは移行できると。ただ、例えば届け出用紙等はその消費具合がございますので、やはり判ことか和号の場合はそういう対応をするということにならうかと思っております。それに合わせた印刷物等というのは間に合わないだろうという具合に理解しております。

それと、元号が変わるに当たりまして、じゃあ行政として何かをすべきなのかどうかというのは、慎重に考えるべきかなと思っております。税金を使ってやりますものですから、これが民間企業ですと、例えばそのことによって売り上げ等を伸ばす1つの景気高揚のためにいろんなことを考えるんですけども、果たして行政の立場としてそういうことがあり得るのかどうかというのは、またちょっと検討しないといけないのかなと思っております。それと相撲館におきまして民間企業の力をいろんな分野で導入するよというお話をしております。相撲婚という話は、実はもう商工観光課の方で進めていただいておりますので、それは元号の改定とは別に、商工観光課の方が取り組んでいる事業でございますので、そのスケジュールですと多分12月くらいにはもう、ある一定の何かのプレス発表等ができるような状態になっておりますので、おくらすことはちょっと考えておりません。新しい天皇が、元号が出ることによって非常にいろんな気持ちの変化があるとは思いますが、これは行政としてそれにどう加わっていくのかというのは、慎重な考え方を持っている次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 ちょっと勘違いされている。私お金使えと言うことは1つも言うてないつもりなんです。交流の協定をするのに、何すんのにそのときにお金使えとも言うてないし、表彰にお金を使えとも言うてない。しかし、これを今までやってなかったものをやっぱり新しいちゃんとし

たものを新しい時代からしたらどうやと。今、相撲館でブライダル婚、進んでる。私の知り合いも進めているということを聞いております。それだって、みんな知らされていないと思います。だから私が言いたいのは、海外交流のことは述べられなかったが、こういうとき祝賀ムードやから、いろんなことを考えているという答弁が欲しかった。そのことをお願いしたいなということで終わっておきたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月28日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日及び25日には各常任委員会がそれぞれ開催され、26日には道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましてはよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時27分